

「介護分野において登録支援機関として活動しませんか」

助成金研究会発表

2025年4月12日(金)

メディナケア株式会社

メディナケア社会保険労務士事務所

medinucare@yahoo.co.jp

代表取締役 船津 元



社会保険労務士として外国人労働者に関わる動機

- * 田中滋ゼミ(慶応義塾大学院経営管理研究科:社会保障審議会前会長)で医療経済学、公共政策学で修士号取得
- * ファイザー製薬でマーケティング部長、営業戦略統括部長などを経て最後に地域包括ケアシステム支援部門を担当
- * 7年前に社会保険労務士の資格を取得し、介護施設のコンサルテーションに係わる中で介護人材不足への対策・支援として特定技能外国人労働者の招聘、育成を依頼され携わることとなる
- * 鶴岡浩樹ゼミ(日本社会事業大学大学院)で多職種連携プログラム評価のテーマにて社会福祉学の博士号を取得し、立川市の医療介護連携推進協議会学識専門委員等で地域福祉行政へ関与
- * 現在、複数の介護施設で80名以上の特定技能外国人材のお世話をしている
- * インドネシア モダヤク市に自社の日本語学校を創設しそこから直接優秀な人材を紹介している
- * 介護福祉士資格取得の勉強会を毎週開催し去年は3名合格(5名受験)、今年の3月は4名(11名受験)が合格

本日の内容

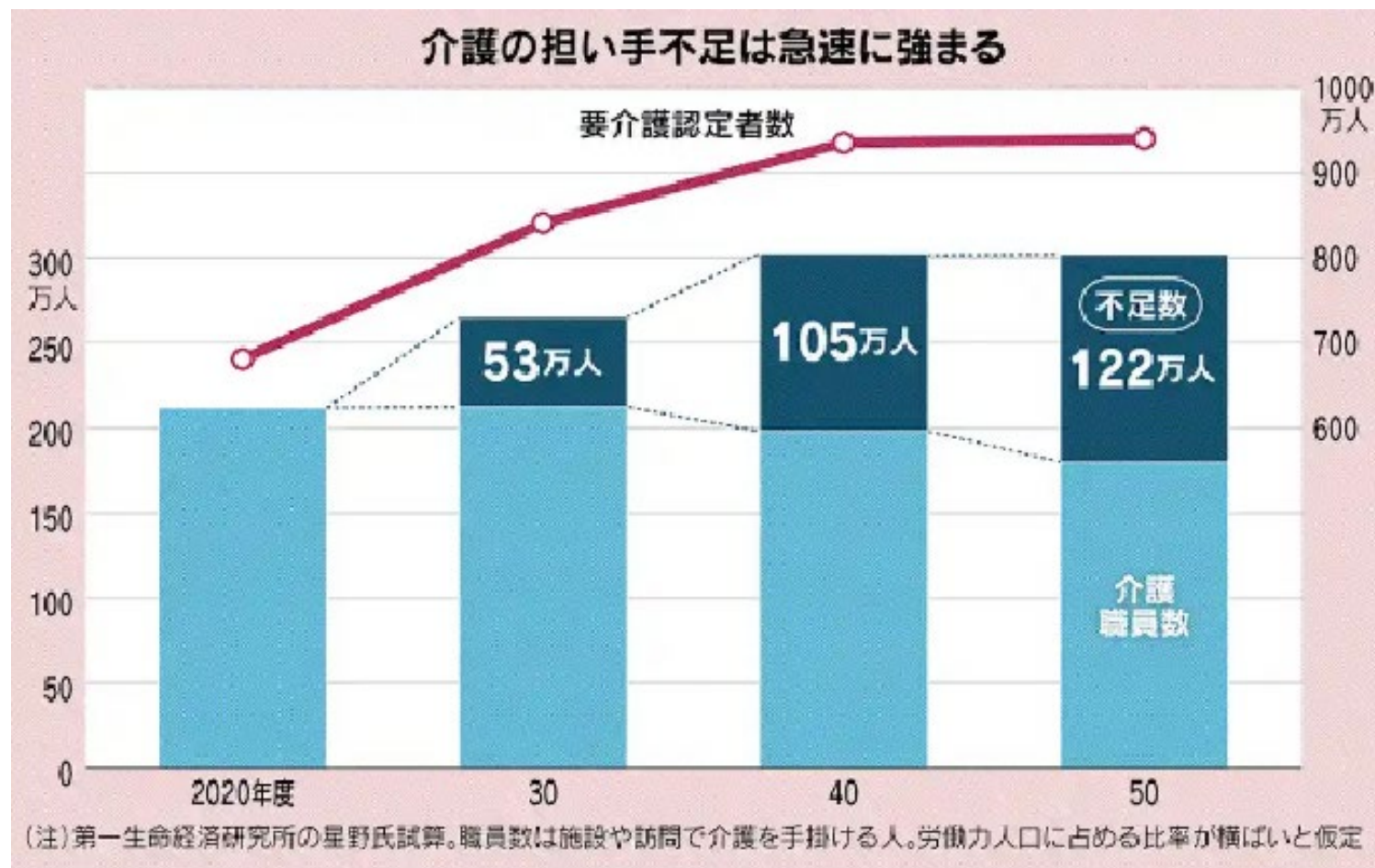
1. 介護分野における外国人労働者の現状
2. 実際に登録支援機関として活動する方法
 - * 当社と介護施設が多数のフォーリンスタッフ定着
に向け日々取り組んでいる協業の状況

本日の内容

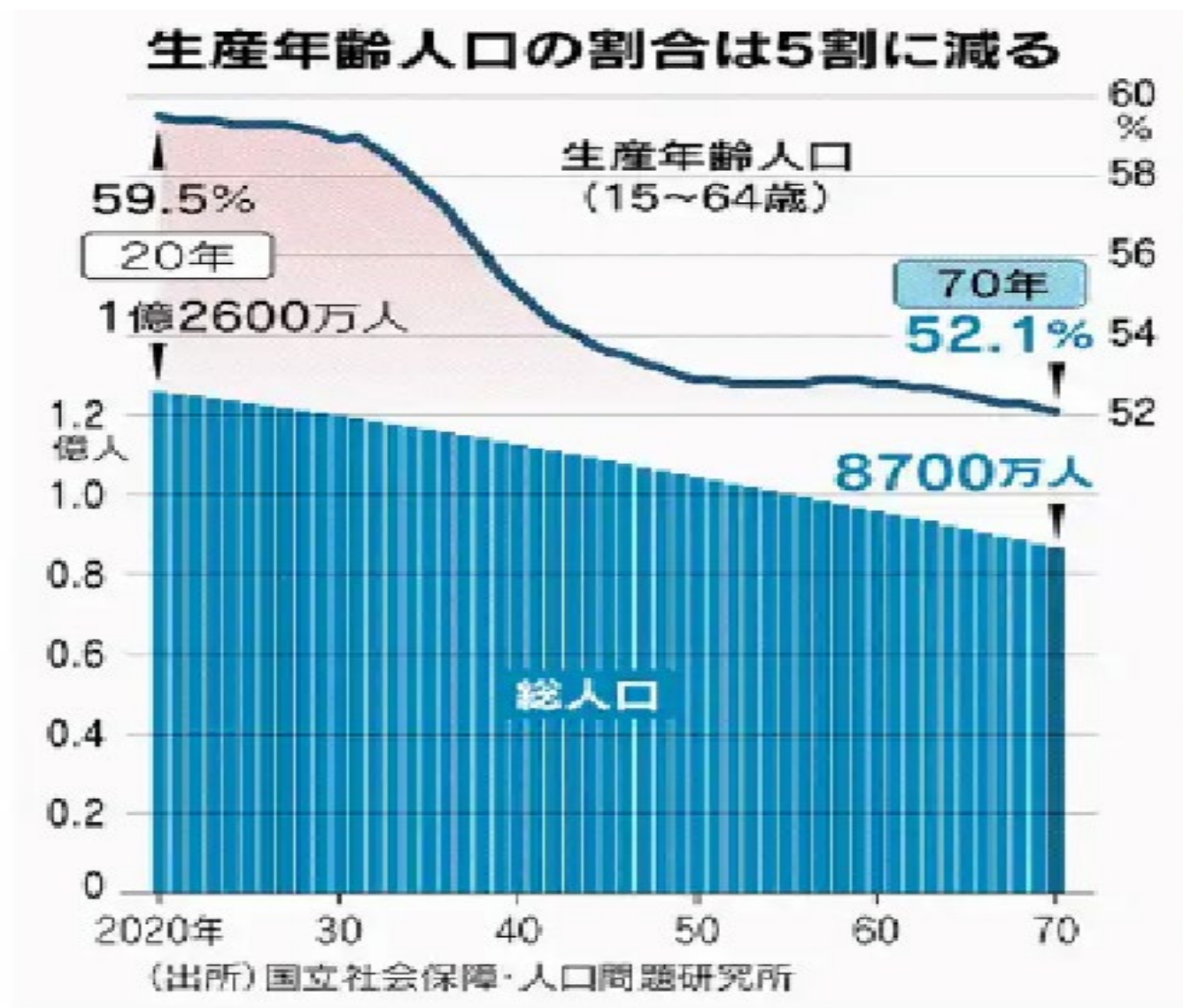
1. 介護分野における外国人労働者の現状
2. 実際に登録支援機関として活動する方法
 - * 当社と介護施設が多数のフォーリンスタッフ定着
に向け日々取り組んでいる協業の状況

2030年には53万人の介護人材が不足

施設の稼働率維持のためには20%の人が足りない



生産労働人口の崖は目前



総合的な介護人材確保対策（主な取組）

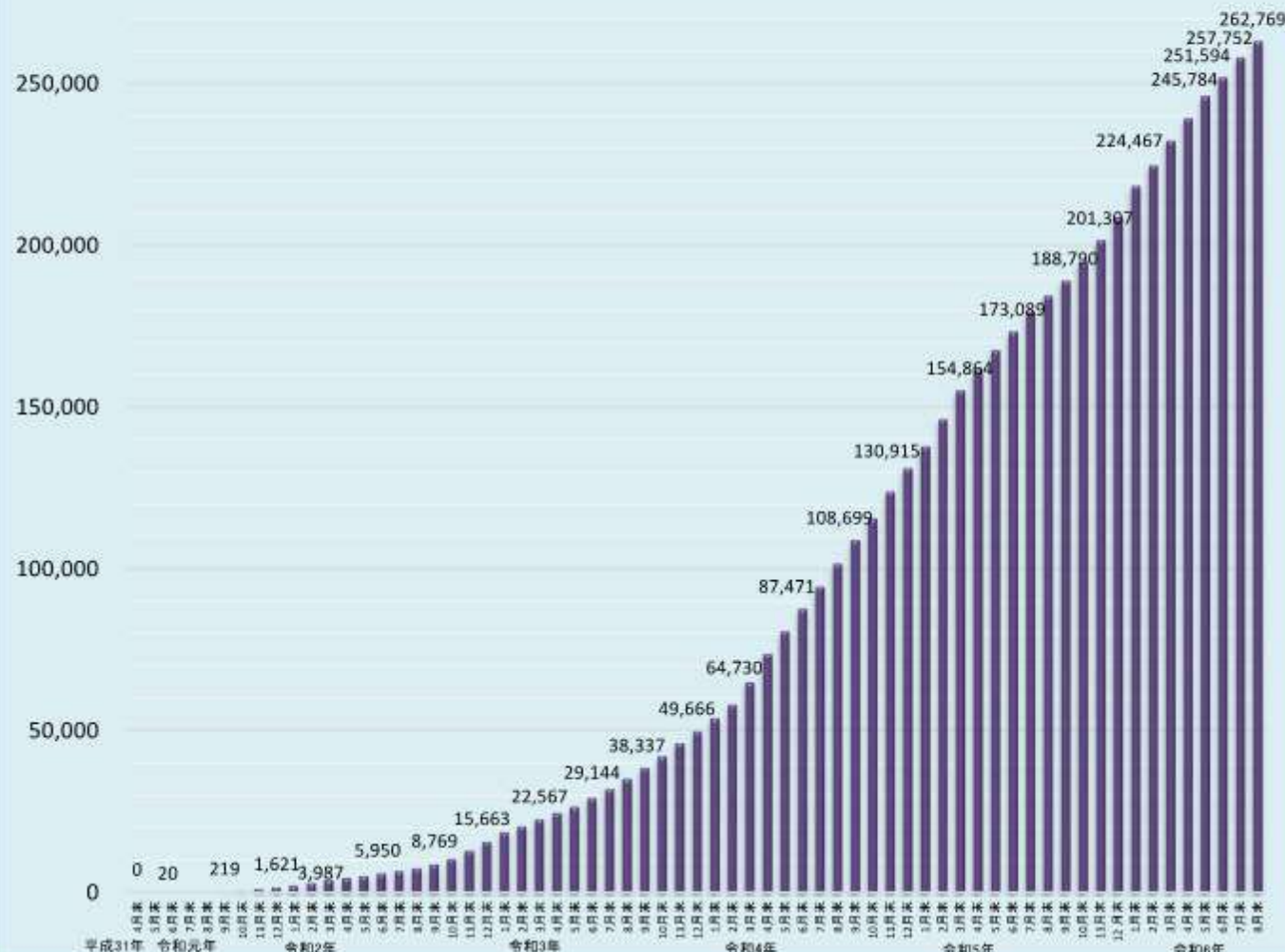
	これまでの主な対策	今後、さらに講じる主な対策
介護職員の 処遇改善	(実績)月額平均5.7万円相当の改善 - 月額平均1.4万円の改善(29年度～) - 月額平均1.3万円の改善(27年度～) - 月額平均0.6万円の改善(24年度～) - 月額平均2.4万円の改善(21年度～)	◎ 2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定
多様な人材 の確保・育成	○ 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付 ○ いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)	◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援 ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援
離職防止 定着促進 生産性向上	○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援	◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定
介護職 の魅力向上	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進	◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)
外国人材の受 入れ環境整備	◎ 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)	

増やす
施策は、
この一択

特定技能1号在留外国人数(令和6年8月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

262,769人



分野	人数
介護	39,011人
ビルクリーニング	5,062人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	44,626人
建設	33,948人
造船・船用工業	9,117人
自動車整備	2,955人
航空	1,014人
宿泊	531人
農業	28,918人
漁業	3,221人
飲食料品製造業	71,540人
外食業	22,826人

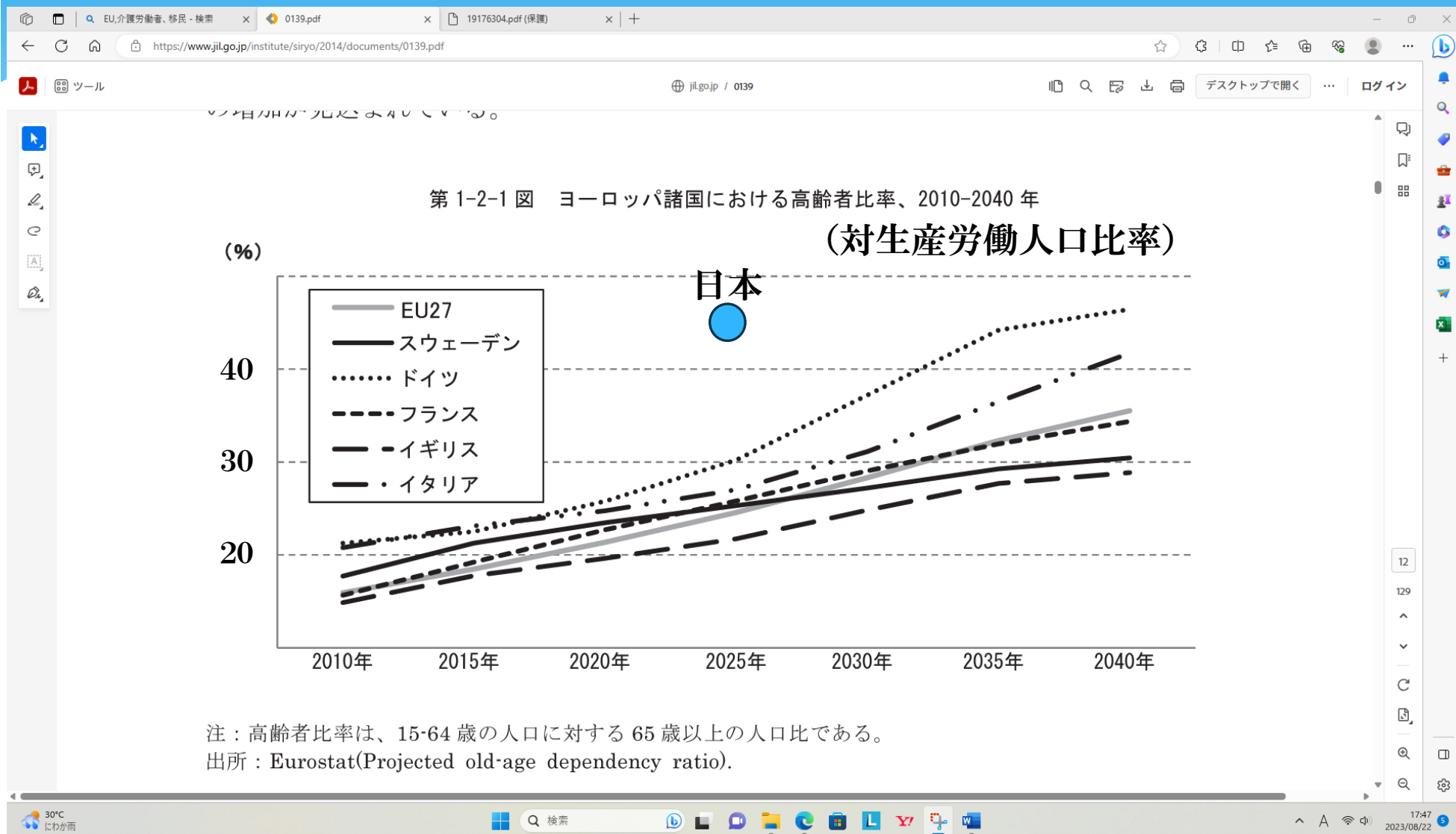
制度開始時の上限35万人から83万人へ大幅拡大

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用 形態
厚 労 省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経 産 省	工業製品製造業 (皮革、衣料品・皮革製靴、電気電子機器製造業等)	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
国 交 省	自動車運送業 ^{※1}	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接	
農 水 省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業 ^{※2}	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業 ^{※2}	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

1 「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。
2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

ヨーロッパ各国でも高齢化は急速に進む



EU,オーストラリアの介護外国人労働者

- * OECD主要国の高齢化も2030年以降急速に深刻化する
- * イギリスはEU離脱によって独自に外国人介護人材の就労ビザを緩和
- * 各国ともに外国人介護人材受け入れを拡大
- * 極めつけはオーストラリア
 - ◆ TSS (就労ビザ) の分野に新たに介護が加わる
 - ・他国での1年の介護経験、新規でも6か月の研修で取得可能、英語要件も大幅緩和
 - ◆ ENS (永住ビザ) の申請も容易に
 - ・TSSで2年就労すれば申請可能
- * 日本の特定技能介護で1年経験し豪州へ行けば2年で家族帯同可能な永住権

国内のコップの中で議論している場合では無い 気づいたときには日本に来る外国人はいなくなる

訪問介護分野での特定技能解禁

2024年6月19日の審議会で、厚生労働省はこれまで訪問介護への従事が認められていなかった特定技能生を含む特定技能外国人材に対し、一定の条件を満たせば訪問介護サービスへの従事を認める方針が示されました。

審議会で示された方針

項目	内容
対象となる在留資格	・ 特定技能1号 ・ 技能実習生 ・ EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者
解禁される時期	・ 早ければ2025年春にも実施される予定
主な条件	・ 介護職員初任者研修の修了 ・ 利用者と日本語で十分に意思疎通ができること ・ 事業者による適切な研修の実施

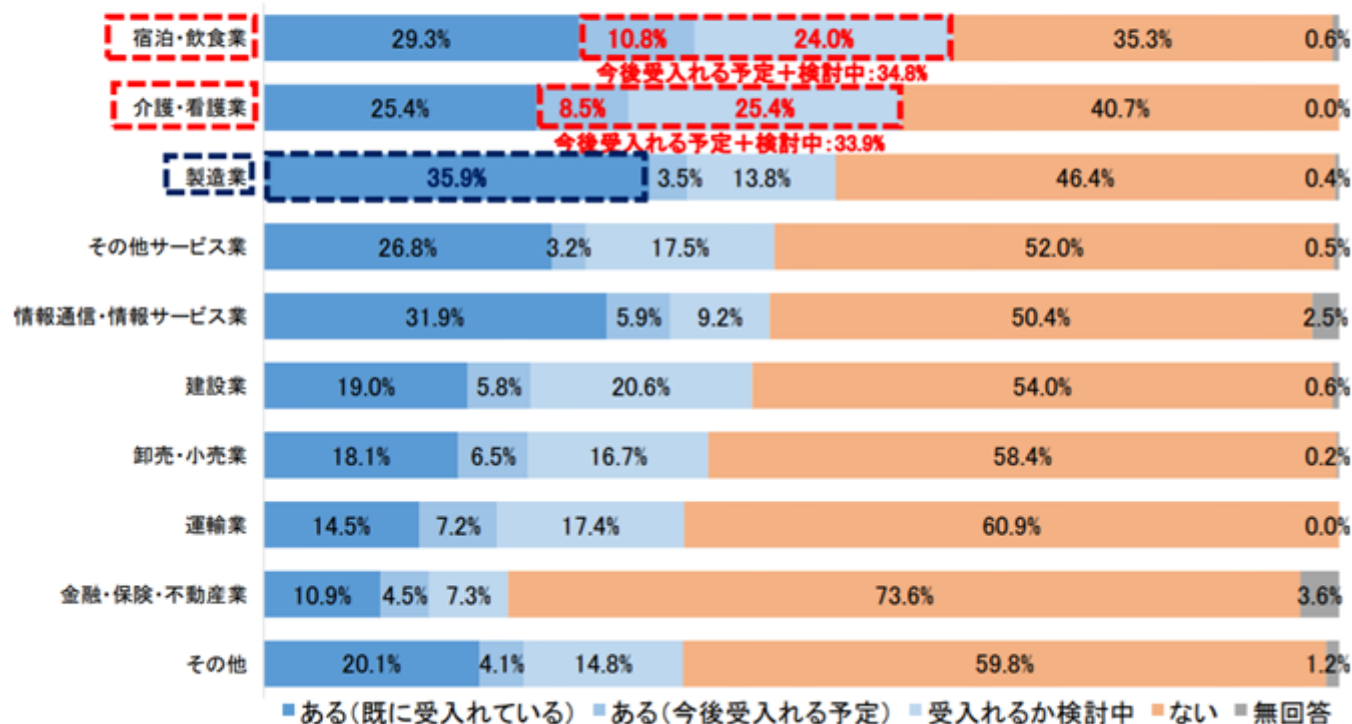
※参照元：外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 中間まとめ（厚生労働省）

特養・老健など大型の施設でも25%程度しか受け入れていない

外国人材の受入れニーズ③（業種別集計）

- 業種別でみると、「既に受入れている」と回答した企業の割合が最も高いのは「製造業」（35.9%）。
- 「今後受入れる予定」「検討中」とする企業の割合は、「宿泊・飲食業」（34.8%）、「介護・看護業」（33.9%）で3割を超え、受入れニーズが高い。

【業種別】 n= 3,092 ※業種「無回答」除く



出所: 多様な人材の活躍に関する調査(日本商工会議所(2021年9月30日公表))

令和6年度外国人介護従事者受入に係る

受入れ調整機関活用経費補助金

概要

特定技能外国人又は留学生を雇用するために、登録支援機関や職業紹介事業者等の外国人介護従事者の受入れ調整に関係する機関等（以下「受入れ調整機関」という。）を活用する場合に、受入れ調整機関に支払う人材紹介料の一部を補助します。

対象者 特定技能外国人又は留学生

対象経費 受入れ調整機関に支払う委託料
（ただし、人材紹介に係る部分に限る）

補助基準額 対象者一人当たり300,000円

補助率 1/2
（ただし、外国人介護従事者活躍支援事業における海外向け情報提供サイトに求人情報を掲載した介護施設においては、2/3）※詳細は、以下HPにてご案内予定

申請例：受入れ調整機関に特定技能外国人1人の紹介料金として40万円支払った場合は、補助金交付額は、基準額30万円（10万円分は対象外）×補助率1/2＝15万円。

スケジュール

令和6年10月 11月 12月 令和7年1月 2月 3月 4月 5月

交付申請

交付決定

実績報告

交付

※スケジュールは今後変更になる可能性があります。

詳細・
問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部
介護人材養成室 外国人介護人材担当
TEL: 03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30
HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>
※事業の詳細(補助要件等)や申請書様式は、上記HPに掲載する予定です。



【重要】令和4年度より支援を拡充しました

○新たな災害時対応要件を設定

令和3年度	
災害時対応要件	福祉避難所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸
助成率	7 / 8

福祉避難所要件を
満たすことが難しかった

在宅系サービスの
事業所にも支援を拡充

令和4年度見直し後

災害時 対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、 災害時のサービス提供等)	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象 事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸		
助成率	7 / 8		1 / 2

お問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当（介護）
TEL: 03-3344-8548
FAX: 03-3344-7281

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ

<令和6年度>

東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します

～令和6年度より、1人当たり最大10年まで利用できるようになりました～



公益財団法人東京都福祉保健財団

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまで、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- 国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

【令和6年度予算額】

28,487,561千円 補助率10/10

【事業イメージ】

介護職員の平均給与額
（モデルケース）

1年間で30万円超のアップ



1年目職員

都の加算
都の特別手当
国の介護報酬
ベースとなる給与

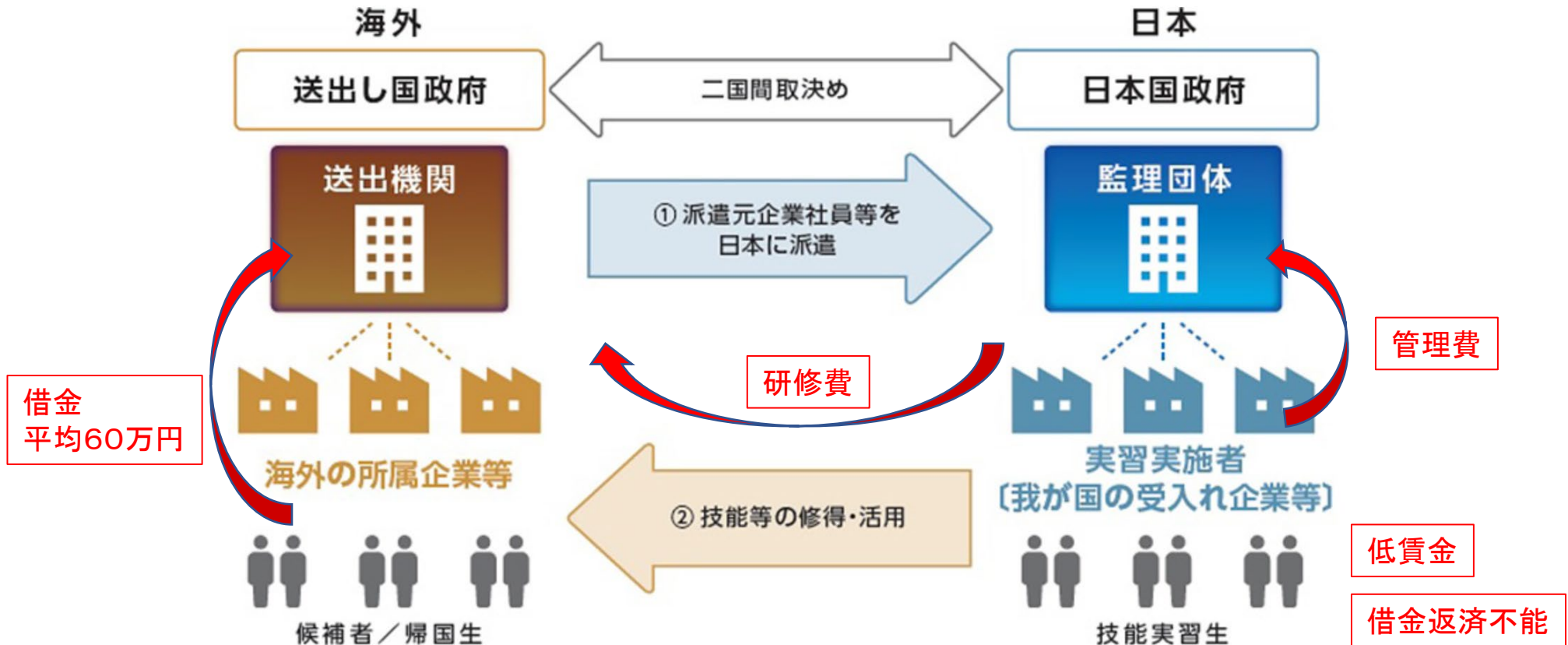
計 32万1千円



6年目職員

団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的とし、**技能実習生受入れ的方式**を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式



一部悪徳送り出し機関、管理団体が入ると**赤い字で示した**悪循環が起こる仕組み

2020年の開業前ベトナム視察



技能実習生が来日前に母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

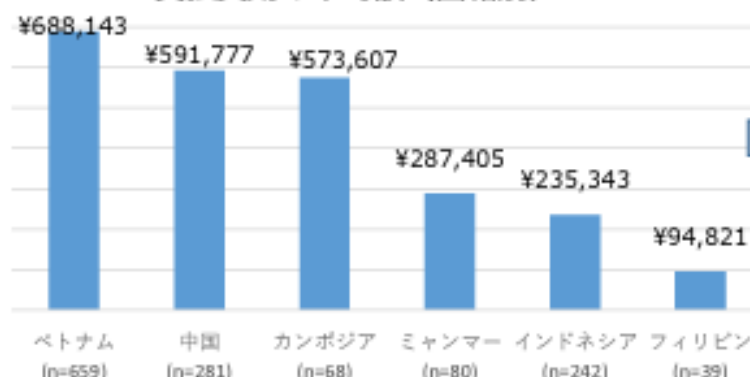
母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

<支払の状況>

(n=2,182)

支払あり	送出国機関のみ	1,572人
	仲介者（送出国機関以外）のみ	11人
	送出国機関及び仲介者の双方	231人
いずれにも支払なし		294人
いずれか一方への支払について不明		74人

支払費用の平均額（国籍別）

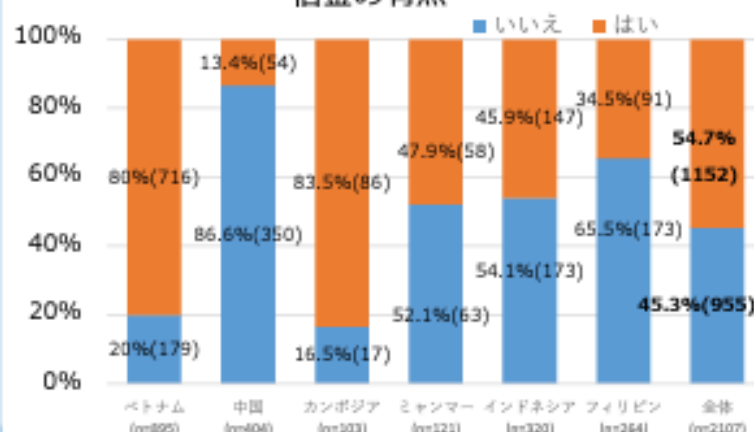


支払額の平均
(n=1,369)
542,311円

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

借金の有無とその金額

借金の有無



借金の平均額（国籍別）



借金をしている
(していた) 者の
返済期間

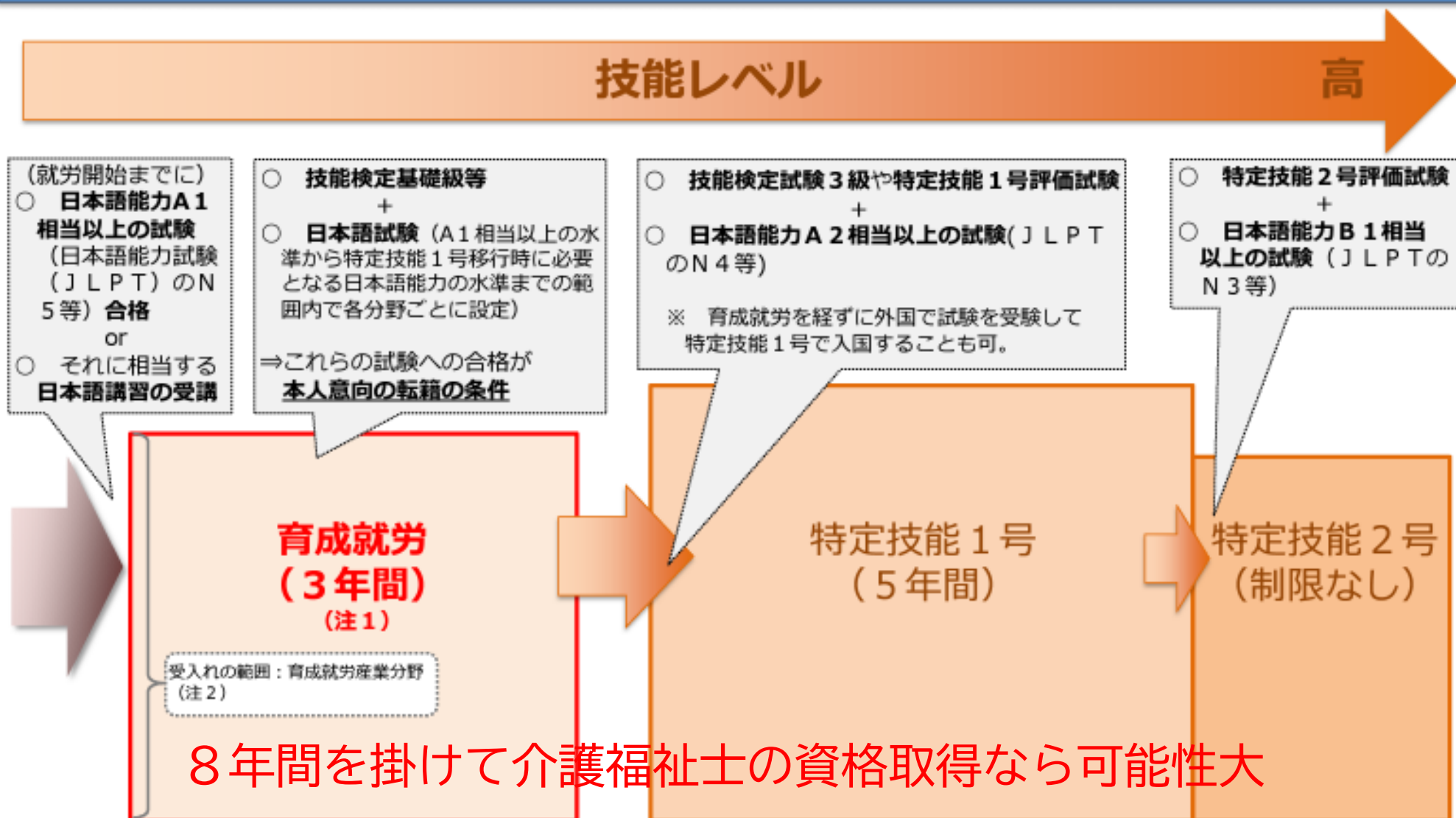


技能実習生(研修)への雇用主の法令違反

50人に1人が失踪、失踪事例の70%で労基法違反

表1 技能実習生を受け入れている企業の違反事項（平成29年）

違反事項	件数（割合）
労働時間（労働基準法32条、40条）	1566件（26.2%）
安全基準（労働安全衛生法20～25条）	1176件（19.7%）
割増賃金の支払（労働基準法37条）	945件（15.8%）
就業規則（労働基準法89条）	551件（9.2%）
労働条件の明示（労働基準法15条）	541件（9.1%）
賃金の支払（労働基準法24条）	526件（8.8%）
健康診断（労働安全衛生法66条）	477件（8.0%）
衛生基準（労働安全衛生法20～25条）	473件（7.9%）
賃金台帳（労働基準法108条）	448件（7.5%）
法令等の周知（労働基準法106条）	342件（5.7%）
寄宿舎の安全基準（労働基準法96条）	148件（2.5%）
最低賃金の支払（最低賃金法4条）	92件（1.5%）



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

本日の内容

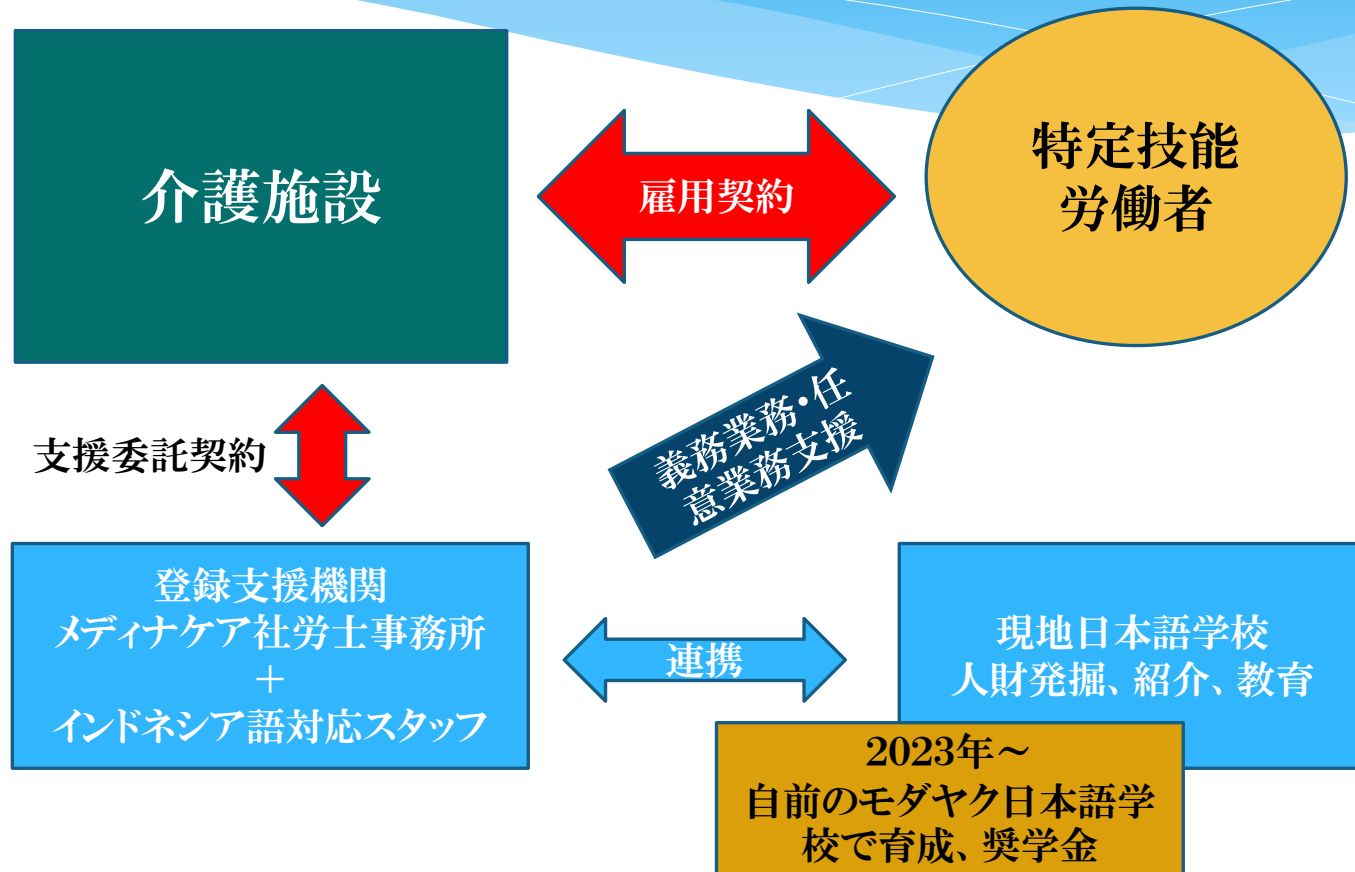
1. 介護分野における外国人労働者の現状
2. 実際に登録支援機関として活動する方法

* 当社と介護施設が多数のフォーリンスタッフ定着
に向け日々取り組んでいる協業の状況

制度概要③就労開始までの流れ



雇用契約と支援体制



支援計画の概要②

国の規定の義務業務



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



5

登録支援機関としてこの内容では本当に介護施設には役立てない

登録支援機関と介護施設が協力して申請書類を準備

1人分の申請書類、約20種

名前	更新日時
Muhamad別記6号の3 交付申請書.xlsx	2020/05/01 10:23
Misbahul Huda雇用の経緯(1-16).docx	2020/07/22 17:06
Misbahul Huda雇用契約書(1-5).docx	2020/07/22 17:08
Misbahul Huda雇用条件通知書と別紙(1-6)(1-...	2020/08/21 9:56
Misbahul Huda支援計画書(1-17).docx	2020/08/21 10:04
Misbahul Huda支払費用の明細と同意書(1-8)...	2020/07/22 18:30
Misbahul Huda事前ガイダンス確認書(1-7).docx	2020/07/22 17:29
Misbahul参考様式第1 - 3 健康診断申告書...	2020/07/22 16:57
Misbahul様式1 - 1 履歴書 - revisi.docx	2020/07/30 9:16
Past photo dafit1.png	2020/08/22 11:32
介護技能評価_Dafit.pdf	2020/08/22 11:32
介護日本語資格_Dafit.pdf	2020/08/22 11:32
誓約書_Dafit_サイン済み.pdf	2020/03/20 17:02
日本語資格_Dafit.pdf	2020/03/11 8:09

名前	更新日時
介護分野様式1 - 2	2020/08/22 18:12
個人ごと介護分野施設誓約書kaigo 1-1様式	2020/07/27 9:06
個人ごと報酬に関する説明書1-4	2020/07/27 9:28
聴取費用説明書1-9	2020/08/22 15:42
所属機関施設概要書1 - 1 1 (別紙役員追...	2020/06/29 14:11
所属機関施設概要書1 - 1 1 1.docx	2020/07/27 9:26
担当以外役員の誓約書.docx	2020/04/17 15:35

1回目の添付書類

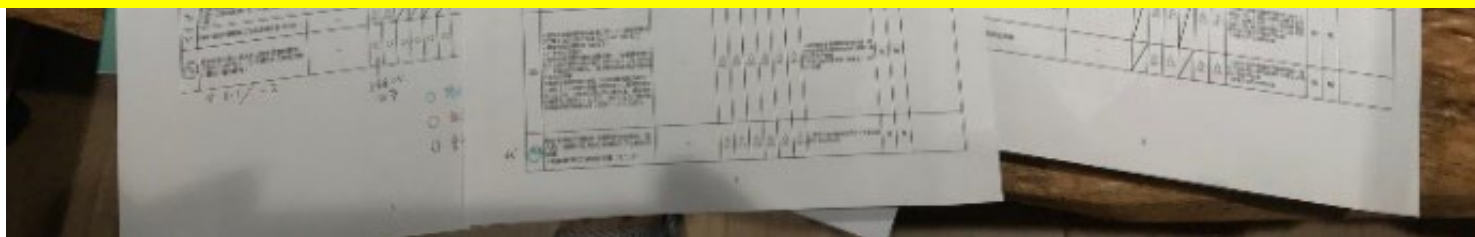
法務省 書類番号	添付書類名			取得状況	
29	特定技能所属機関概要書	様式1-11		作成済み	
30	登記事項証明書				
31	住民票(本籍地の記載のあるもの)		旭 博之様		
32	誓約書	様式1-23	担当以外役員	作成済み	
34	決算書(PL,BS)2年分			○	ホー
36	法人税確定申告書の控えの写し 過去2年分				
44	労働保険料等納付証明書(未納無し証明)				
45	・労働保険料領収書の写し ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申 告書(事業主控)の写し(上記領収書に対 応する分)				
49	・社会保険料納入状況照会回答票 ・健康保険、厚生年金保険料領収書の写し (申請の前々月までの24か月間:2020年3 月分迄)				
56	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法 人税、消費税及び地方消費税納税証明書 *税務署発行の納税証明書(その3)				
58	(地方税)税目を法人住民税とする納税証 明書 *市町村発行の納税証明書				

現在では

- *印鑑不要
(契約書、雇用条件書除く)
- *申請書類は14種に削減
- *添付資料は2年ごと
- *大型介護施設は提出免除



1名分の書類は多いが名前、日付修正のみのコピー可能書類が多い
オンライン申請ならPDF添付でOK
書類の内容は助成金申請で慣れている社労士なら難しくはない



オンライン申請で海外、国内どこにいても いつでも申請可能に・・・登録支援機関として、申請代理資格を取得してID取得可能

The screenshot shows the web interface of the Immigration Services Agency of Japan's Online Residence Application System (RAS). The browser address bar shows the URL: `ras-immi.moj.go.jp/WC01/WCBAS020/ras?dispOutputEvent=`. The page header includes the agency's logo and name in Japanese and English: 出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency of Japan). The main title is 在留申請オンラインシステム (Online Residence Application System).

User information is displayed: ユーザ名: FUNATSU HAJIME and 前回ログイン日時 2021/06/19 09:52. A [ログアウト](#) link is available.

The **メニュー** (Menu) section includes:

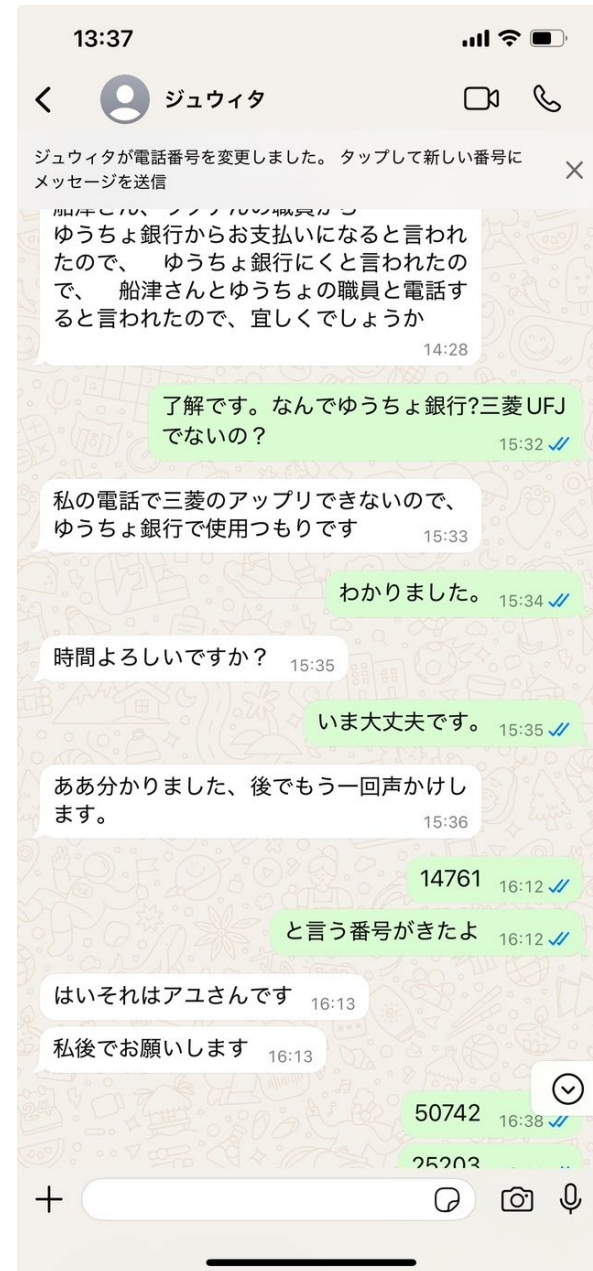
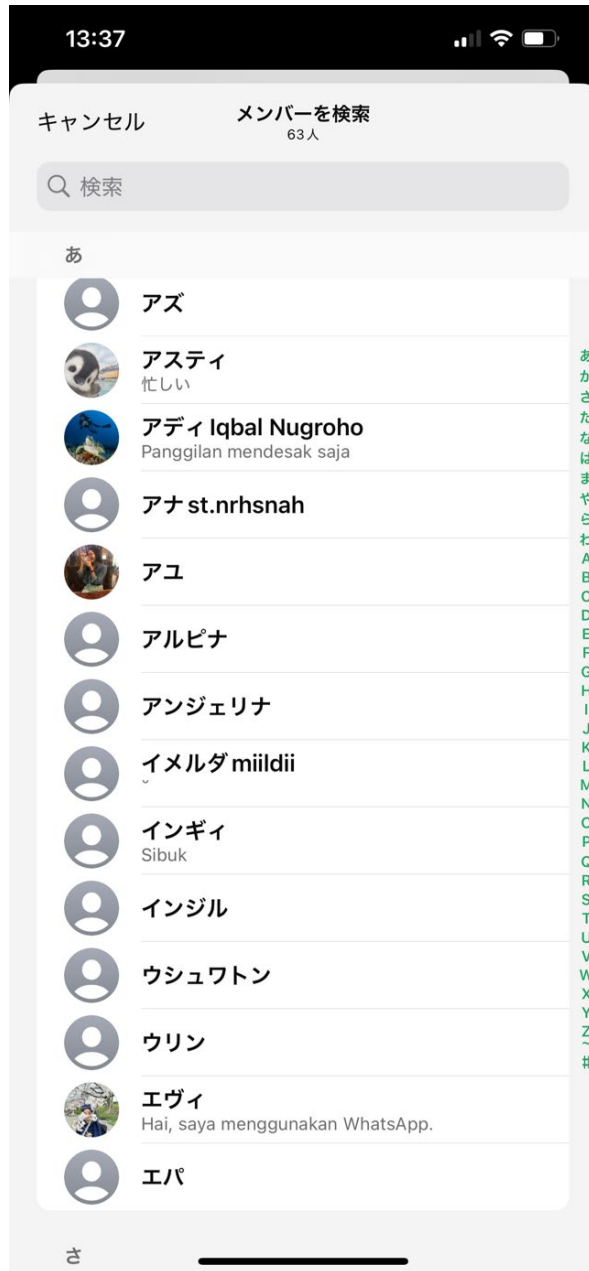
- 在留申請** (Residence Application):
 - 申請情報を個別に登録する場合は下記ボタンを押下してください。
[申請情報入力\(個別\)](#)
 - 申請情報を一括に登録する場合は下記ボタンを押下してください。
[申請情報入力\(一括\)](#)
 - 登録した申請情報について申請を行う場合は下記ボタンを押下してください。
また、入力済みの申請情報と同時に再入国許可申請・資格外活動許可申請・就労資格証明書交付申請を行う場合、顔写真・資料等の添付を行う場合、入力した申請情報の削除を行う場合は下記ボタンを押下してください。
[申請・同時申請・顔写真・資料等の添付・削除](#)
- 利用者情報** (User Information):
 - メールアドレスの変更、パスワードの変更を行う場合は下記ボタンを押下してください。
[利用者情報更新](#)

The Windows taskbar at the bottom shows the date and time as 2021/06/19 9:54 and the temperature as 19°C.

個々の情報管理業務 在留更新、市役所の補助金、インフラ支払の管理

[illegible]

日々のお世話業務



登録支援機関の登録申請に係る提出書類一覧・確認表

- ◆申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（「提出確認欄」の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、本表の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
- ◆原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限ります。
- ◆様式のセルをクリックすると、参考様式のデータが出ます（インターネット接続環境が必要です）。
- ◆様式は出入国在留管理庁ホームページ上でも配布しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00020.html



- ◆登録支援機関の登録申請は郵送での申請も可能です。また、郵送により申請する場合には、封筒の表面に「登録支援機関申請書在中」と朱書きの上、原則として、書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の趣に署名を行い、かつ、「伝書」を送ることができる方式）で行うことに留意してください。
- ◆申請先は次のページの一覧を参照してください。

氏名又は名称

番号	必要な書類	書式	記載例	留意事項	提出確認欄	
					○をつける。	
1	手数料納付書	(省令様式) 別記第3号の2様式	—	・次のとおり収入印紙を貼付する。 ・新機登録：2万8,400円（にまはっせんよんひゃくえん）	有	無
2	登録支援機関登録（更新）申請書	(省令様式) 別記第2号の1と様式	記載例		有	無
3	3-① 申請者が法人の場合					
	A 登記事項証明書	—	—		有	無
	B 定款又は寄附行為の写し	—	—		有	無
	C 役員の住民票の写し (注) マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限る。	—	—	・住民票の写しとは、コピーしたものではなく、地方公共団体から交付された文書そのもののこととします。 ・特定技能外国人受入れに関する業務の執行に直接に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、家計簿(30)（特定技能外国人受入れに関する業務の執行に直接に関与しない旨と法令に定められている欠格事項に該当する者でない旨について申請者が確認し、審判したもの。）の提出でも可。	有	無
	D 登録支援機関の役員に関する誓約書	参考様式 第2-1号	—	・上記(3)・(C)「役員の住民票の写し」の提出を省略する役員がいる場合に提出が必要。	有	無
	3-② 申請者が個人事業主の場合					
	A 住民票の写し (注) マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限る。	—	—	・住民票の写しとは、コピーしたものではなく、地方公共団体から交付された文書そのもののこととします。	有	無
	B 主たる事務所の住所に係る立証資料 (賃貸契約書の写し、所轄地の個人事業の開業届出書（控え）の写し、納税地の異動又は変更届出書の写しなど）	—	—	・登録支援機関登録申請書の「1 申請者に関する事項」の「② 住所（本店又は主たる事務所）」が上記(4 A)「住民票の写し」に記載の住所と異なる場合に提出が必要。	有	無
4	登録支援機関開設書（登録用）	参考様式 第2-2-1号	記載例		有	無
5	登録支援機関誓約書	参考様式第3号	—		有	無
6	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第2-3号	—		有	無
7	支援責任者の履歴書	参考様式 第2-4号	記載例		有	無
8	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第2-5号	—		有	無
9	支援担当者の履歴書	参考様式第6号	記載例		有	無
10	支援委託手数料に係る説明書（予定費用）	参考様式 第2-6号	記載例		有	無
11	法施行規則第19条の2第3号各号（受入れや経験等の実績要件）を証明する書類 ※AからDまでのいずれか					
	A ・受け入れた中長期在留者リスト	参考様式 第2-2-2号	記載例	法施行規則第19条の2第3号イに該当する（登録支援機関開設書3（1）欄）場合に、提出が必要。 ただし、監理団体として業務運営を行っている場合は、提出不要です。	有	無
	B ・士業者やこれらの者で構成される法人であることを証する書類 ・在留外国人の各種の相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類	—	—	法施行規則第19条の2第3号ロに該当する（登録支援機関開設書3（2）欄）場合に、提出が必要。	有	無
	C 【必須】 ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト 【いずれか】 ・当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 ・対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類	参考様式 第2-2-4号	記載例	法施行規則第19条の2第3号ハに該当する（登録支援機関開設書3（3）欄）場合に、提出が必要。 支援責任者と支援担当者が異なる場合は、それぞれの経験を立証する資料の提出が必要。	有	無
	D ・法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書（任意様式） ・法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書に係る立証資料	—	—	法施行規則第19条の2第3号ニに該当する（登録支援機関開設書3（4）欄）場合に、提出が必要。	有	無
12	返信用封筒（結果の通知送付用） ※右記のいずれかを提出してください。	・長形3号封筒：切手434円を貼付 ・角形2号封筒：切手470円を貼付 ・レターバックプラス（赤色）	—	レターバックライト（青色）は使用できません。	有	無

登録支援機関概要書

1 登録支援機関の概要

(1) 登録番号	19 登-000464			
(2) 法人番号				
(3) 機関の種類	☐ 個人 ☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☒ 社会保険労務士 ☐ 行政書士 ☐ その他 () ☐ 法人 ☐ 株式会社 ☐ 中小企業事業協同組合 ☐ 公益財団法人 ☐ 一般社団法人 ☐ 行政書士法人 ☐ 商工会議所又は商工会 ☐ 農業協同組合 ☐ 公益社団法人 ☐ NPO法人 ☐ その他 () ☐ 漁業協同組合 ☐ 一般財団法人 ☐ 弁護士法人			
(ふりがな) (4) 氏名又は名称	ふなつ はじめ 船津 元			
(英語表記)	HAJIME FUNATSU			
(5) 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 東京都立川市緑町7-2-1411 (電話番号 042 - 523 - 2564)			
(英語表記)	7-2-1411 MIDORI-CHO TACHIKAWA-SHI TOKYO 1900014			
(ふりがな) (6) 代表者氏名	ふなつ はじめ 船津 元			
(英語表記)	HAJIME FUNATSU			
(ふりがな) (7) 役員氏名	①		役職	
	②		役職	
	③		役職	
	④		役職	
	⑤		役職	
	⑥		役職	

(ふりがな) (8) 支援責任者氏名	ふなつ はじめ	役 職	代表
	船津 元		
(9) 常 勤 職 員 数	合計 1 人		
(10) 監理団体許可番号			

(注意)

1 (1) 欄は、登録更新申請を行う場合のみ記載すること。

2 (2)、(6) 及び (7) 欄は、申請者が法人である場合に記載すること。

3 (3) 欄は、該当する機関の類型について、該当するものにチェックマークを付すこと。

4 (4)、(5) 及び (6) 欄は、英語表記を必ず記載すること。

5 (7) 欄は、全ての役員について記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

6 (8) 欄は、支援責任者を複数名を選任している場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

7 (10) 欄は、技能実習制度における監理団体の許可を受けている場合に記載すること。

2 支援業務を行う事務所の概要

(1)	(ふりがな) 名	ふなつ はじめ (メディナケア社会保険労務士事務所)		
	称	船津 元 (メディナケア社会保険労務士事務所)		
	(英 語 表 記)	HAJIME FUNATSU (Medinucare Labor and social security Office)		
	所 在 地	〒 ー 東京都立川市緑町7-2-1411 (電話番号 ー ー)		
	(英 語 表 記)	7-2-1411 MIDORI-CHO TACHIKAWA-SHI TOKYO 1900014		
	職員数	常勤	計 1 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 1 名)	
		非常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 名) 計	
(2)	(ふりがな) 支 援 担 当 者	ふなつ はじめ	役 職	代表
	名	船津 元		
	称			
	(英 語 表 記)			
	所 在 地	〒 ー (電話番号 ー ー)		
	(英 語 表 記)			
	職員数	常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 名) 計	
非常勤		計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 名) 計		
	(ふりがな) 支 援 担 当 者		役 職	
	名			
	称			

	職員数	常勤	計_____名（うち、支援業務の実務に従事する者 _____名）	計
		非常勤	計_____名（うち、支援業務の実務に従事する者 _____名）	計
	(ふりがな) 支 援 担 当 者		_____	役 職

(注意) 支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 登録支援機関及び役職員の実績等（登録申請時のみ、次の（１）から（４）欄のいずれかを記載すること。）

(１) 過去２年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数	受入れ期間中の法令遵守
	65名	☒ 法令遵守 ☐ 法令違反・行政指導あり
(２) 過去２年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること		
(３) 支援責任者及び支援担当者に過去５年間に２年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること		
(４)(１)から(３)までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること		過去５年間に労働基準監督署からは是正勧告を受けたことの有無
		☐ 是正勧告あり ☐ 是正勧告なし

(注意)

- 1 (１)及び(３)欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第１の１、２及び５（就労資格に限る）の在留資格を有する者をいう。
- 2 (１)欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、①刑に処せられたこと、②行政処分を受けたことのほか、③技能実習法上の改善命令又は技能実習法施行前の旧技能実習制度における改善指導（旧上陸基準省令の１６号イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
- 3 (２)欄は、業務として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の実績について記載すること。
- 4 (３)欄は、支援責任者及び支援担当者が過去５年間に２年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。 5
- (４)欄は、支援を適正に実施することができる理由を記載すること。また、過去５年間に労働基準監督署からは是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4 過去１年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

(１) 雇用した特定技能外国人	0名 / 50名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	☐ 該当あり ☒ 該当なし
(2) 支援を行った１号特定技能外国人	0名 / 50名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	☐ 該当あり ☐ 該当なし
(３) 実習監理又は雇用した技能実習生	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	☐ 該当あり ☐ 該当なし

- (注意)
- 1 (１)欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 2 (２)欄は、支援を行った１号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 3 (３)欄は、実習監理を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5 相談対応に係る措置状況

(1) 対応可能言語	英語	インドネシア語	中国語
(2) 対応方法	☒ 登録支援機関職員 () ☐ 通訳人委託 () ☐ その他 ()	☐ 登録支援機関職員 () ☒ 通訳人委託 (フインタ ^o フィルス ^イ イ) ☐ その他 ()	☐ 登録支援機関職員 () ☒ 通訳人委託 (叶宁Yoo Ne) ☐ その他 ()
(3) 対応時間	☒ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ☐ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	☒ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ☐ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	☐ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ☒ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
(注意) 1 (1) 欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。 2 (2) 欄は、(1) 欄の言語での対応が可能なるについて、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。 3 (3) 欄は、対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。 4 (4) 欄は、(3) 欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。			

6 情報提供体制等

(1) 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制	①事前ガイダンス	
	実施時期	☒ 在留資格認定証明書交付申請 ☒ 前までに実施 ☒ 在留資格変更許可申請前までに実施
	実施回数・実施時間	☒ 特定技能外国人1名について3時間程度実施
	実施方法	☒ 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施
	②生活オリエンテーション	
	実施時期	☒ 入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施
	実施時間	☒ 特定技能外国人1名について8時間以上実施

	実施方法	☒ 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施	
	③特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
	実施時期	☒ 3か月に1回以上実施	
	実施方法	外国人	☒ 外国人が十分に理解できる言語により対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 ☒ 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
監督者		☒ 対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報	
(2)外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏 名	フィンダ フィルズィア	
	氏 名		
	氏 名		
	氏 名		
	氏 名		
			言 名
(注意) (1) 欄は、該当するものに全てにチェックマークを付すこと。		「 」 」	

7 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	1 機関
(2) (1)との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	49 名

- (注意)
1 (1) 欄は、申請日時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
2 (2) 欄は、申請日時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8 その他特記事項

(注) 特記事項には、1 欄から7 欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

2023年 12月 5 日

登録支援機関の氏名又は名称 船津 元 (メディナケア社会保険労務士事務所)

作成責任者 役職・氏名 代表 船津 元

※	登録番号	
※	登録・更新年月日	

登 録 支 援 機 関 登 録 の 申 請 書

2 0 2 4 年 7 月 1 日

東京 出入国在留管理庁長官 殿

申請者 メディナケア株式会社
代表取締役 船津 元

出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

申請者に関する事項	1 (ふりがな) 氏名又は名称	めでいなけあかぶしきかいしゃ メディナケア株式会社
	2 ② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒190-0014 東京都立川市緑町7-2-1411 (電話 080-5595-0272)
	(ふりがな) ② 代表者の氏名	ふなつ はじめ 船津 元
	2 ① 支援業務開始予定年月日	20 年 11 月 1 日 24
支援業務実施体制に関する事項	② 支援業務を行う事務所の所在地	〒190-0014 東京都立川市緑町7-2-1411
	③ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	対応可能言語
支 3	支援業務	内容及び実施方法

① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供		☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第2号及び同条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎		☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援		☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヘに定める事項を適宜の方法で実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
④ 入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	(1) 本邦での生活一般に関する事項	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(1)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(2) 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(2)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(3) 相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(3)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(4) 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(4)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(5) 防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(5)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(6) 出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(6)に定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）

⑤ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援	☒ 特定技能基準省令第3条第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
⑥ 本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供	☒ 特定技能基準省令第3条第1号ヘに定める事項を適宜の方法で実施 ☒ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 毎週1回の介護福祉士受験対策の ZOOM 勉強会の実施
⑦ 支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号トに定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
⑧ 支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援	☒ 特定技能基準省令第3条第1号チに定める事項を適宜の方法で実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
⑨ 支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能1号」の活動を行うことができるようにするための支援	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号リに定める事項を適宜の方法で実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
⑩ 支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報	☒ 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌに定める事項を実施 ☒ 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により面談を実施 ☐ 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）

（注意）

- 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）」をいう。
- 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 2②欄は、複数の事務所があるときには、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

登録支援機関登録（更新）通知書

2024 年 5 月 31 日

船津元（メディナケア
社会保険労務士事務所） 殿

出入国在留管理庁長官 菊池 浩



2023 年 12 月 6 日に申請のあった、申請番号 23 東東労三-070044 について、出入国管理及び難民認定法第19条の2第2項の規定により、（☐ 登録支援機関登録簿に登録/☒ 登録支援機関登録簿を更新）しましたので通知します。

記

1 登録番号	19登-000464
2 登録年月日	2019 年 6 月 11 日
3 氏名又は名称	船津元（メディナケア社会保険労務士事務所）
4 住 所 （本店又は主たる事務所）	〒190 - 0014 東京都立川市緑町7-2-1411 (電話 08055950272)
5 代表者の氏名	船津元
6 有効期間	2024 年 6 月 11 日 から 2029 年 6 月 10 日 まで

2023 年 9 月 日

申請等取次申出書

東京 出入国在留管理局長 殿

申出人 船津 元
住 所 東京都立川市緑町 7-2-1411

私の所属する機関が受入れ等を行う外国人の在留審査関係申請等の取次ぎを行いたいの
で、下記のとおり必要書類を添えて申し出ます。

記

1 機関の概要

- (1) 名 称 船津 元 (メディナケア社会保険労務士事務)
(2) 所在地 (電話番号) 東京都立川市緑町 7-2-1411 (042-523-2564)
(3) 代表者氏名 船津 元
(4) 事業内容 登録支援機関

2 承認を受けようとする職員の氏名、生年月日、性別、職名

船津 元、1958年8月5日、男、代表

3 所属する外国人の在留資格別人員

顧問先介護施設(社会福祉法人至誠学舎立川)にて47名の特定技能外国人労働者
の管理委託業務を担い、在留資格認定、変更、更新の取次業務を行っている

4 添付書類

- (1) 承認を受けようとする者の写真 (3.0cm×2.4cm) 2 葉
※6 か月以内に撮影したもの・無帽で正面を向いたもの・背景がないもの・鮮明であるもの
(2) 承認を受けようとする職員の経歴書 (出入国管理行政に関する研修会等に参加したことがある場合又はか
つて申請等取次ぎを承認されていた経歴がある場合はこれを明記する。) 及び在職証明書 (外国人の場合は
これに加えて在留カードの写し)
(3) 外国人の入国・在留手続に関する知識を有していることの説明資料
(4) 登記事項証明書
※郵送の場合
(5) 本人確認書類 (本邦の公的機関が発行した身分証明書、健康保険証 (保険番号及び被保険者番号等記号・
番号にマスキングが施されたものに限る。)、住民票 (外国人の場合は在留カード、特別永住者証明書) の
写し)
(6) 返信用封筒 (定型封筒に宛先を明記の上、必要な額の郵便切手 (簡易書留用) を貼付したもの)

+ 作成



入協第 2010194 号

修了証書

企業・団体名 メディナケア社会保険労務士事務所

氏名 船津 元 殿

あなたは、本日、公益財団法人入管協会が東京(アルカディア市ヶ谷)において実施した「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を修了したことを証します。

2020 年 10 月 1 日

公益財団法人 入管協会

会長 佐藤 修



検索

12:05
2025/03/09

AI アシスタントに質問

文書を簡略化してください

10°C
晴れ

検索



現場で起きていること

* 特定技能人材供給の増加と多様化の中で転職者の増加

1. 11か国で実施する介護3試験合格者の増加
2. 国内他分野技能実習生から特定技能介護への変更者の増加
3. 転職者の増加、ネット社会へ対応する若者が労働者の中心
4. 育成就労制度に備えて従来の管理団体が特定技能市場へシフト
5. 介護福祉士合格者への他業種からの「技術・人文・国際業務」でのヘッドハントの増加

メディナケア株式会社の ビジョン&ミッション

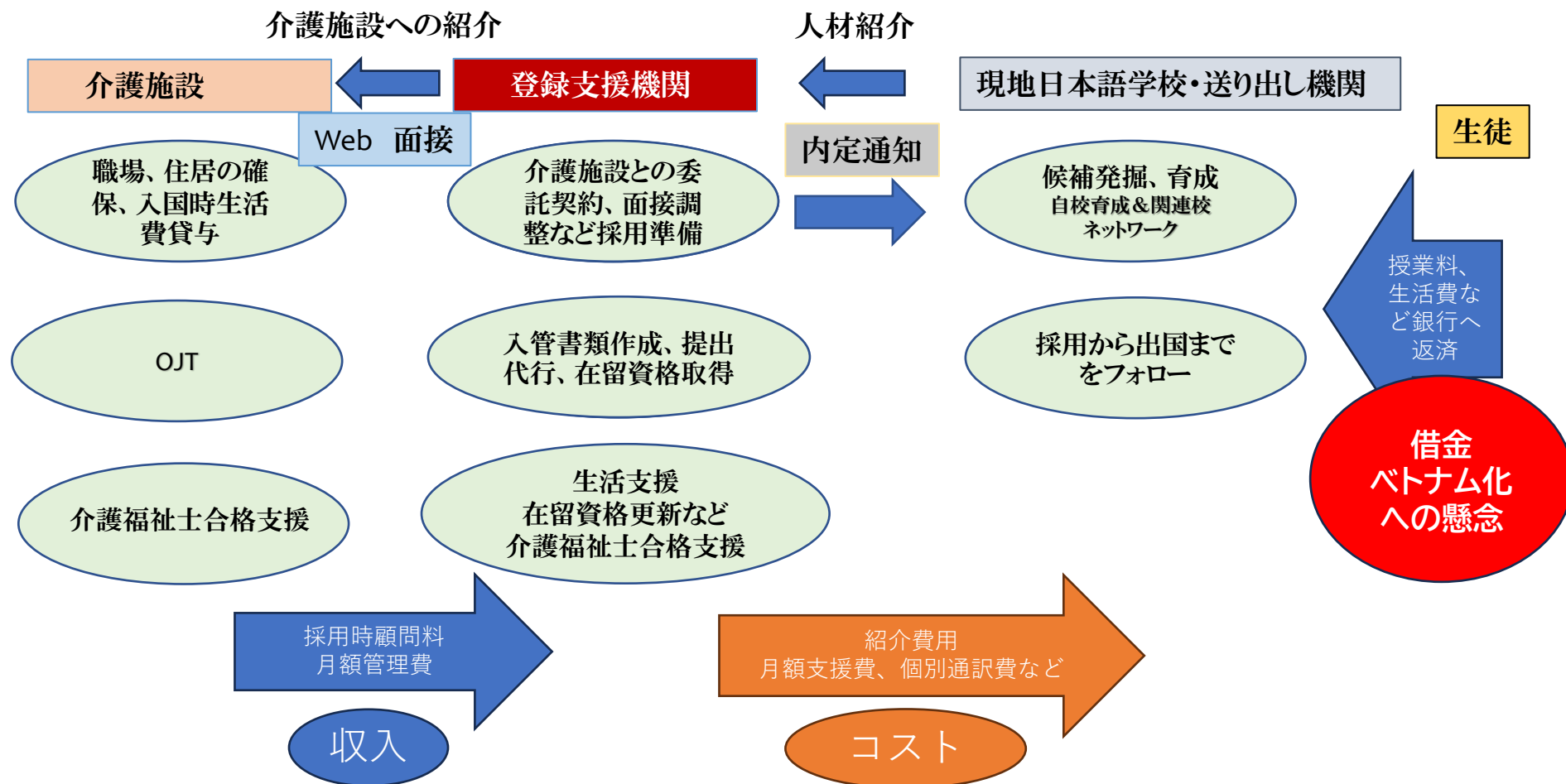
- * 東南アジアの若者のキャリア形成と、介護施設の労働力確保を両立させることで、施設の優良経営を実現し、持続可能な地域福祉社会の構築に貢献する
- 1. 特定技能5年間の就労期間内にキャリア形成を実現する
- 2. 介護福祉士を目指す人には100%資格を取らせる
- 3. 介護施設の中長期採用計画にコミットし採用数、定着率を達成する
- 4. 希望する人達が、正職員、定住の道へ進めるように支援する
- 5. 全職員の20%が外国人労働者になっても良い職場環境を構築する

社労士の強みを活かした登録支援機関の役割

～人事労務管理、給与制度、キャリアプラン～

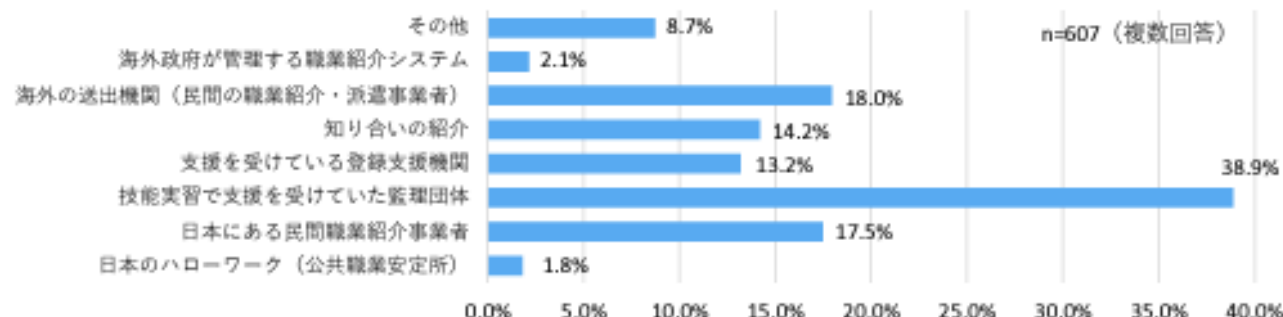
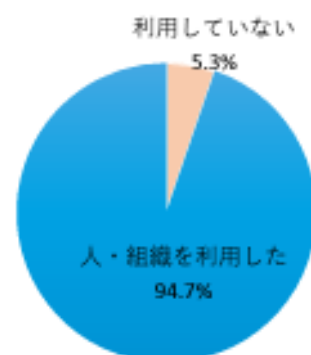
- * 優秀な人財の採用を支援する
- * 年間、中期採用計画に沿った人財の供給(新規78日、変更57日の入管許可期間)
- * 外国人採用を機に施設全体の労務管理、人事給与制度の改善へ貢献する
- * 外国人採用による介護施設の収益向上を見える化する
- * 所属施設の事務方の業務軽減(入管への報告事項支援、VISA更新など)
- * 契約料の範囲で、可能な費用は代替する(民間医療保険、イベント、会食、研修など)
- * 母国語スタッフによる手厚い生活相談支援(日本語での相談を奨励してはいるが)
- * 外国人労働者へキャリアデベロップメントの中長期での提案
- * 介護福祉士試験合格への受験支援と正社員化のメリット提示
- * 一方的な転職防止ではなく、職員/施設双方のメリットを考えた定着スキームの構築

従来の介護施設、弊社、現地日本語学校の採用までの役割りと費用の発生

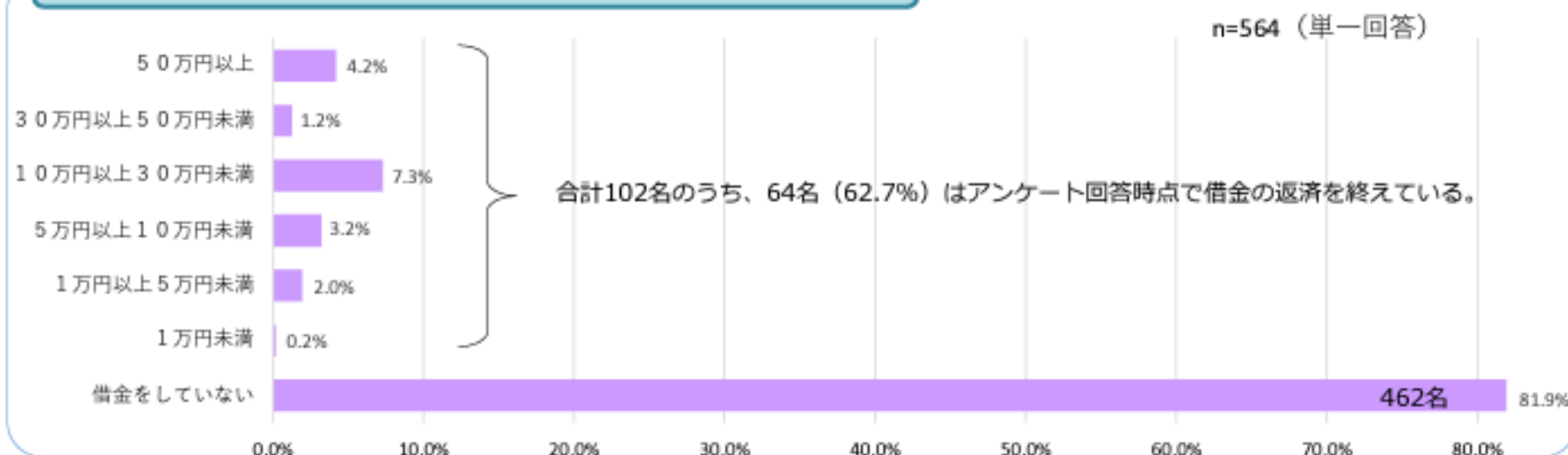


- 特定技能の求職において仲介者（国内外問わない。）を利用していた外国人の割合は95%
- そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%

特定技能の求職における仲介機関の利用の状況



仲介機関に支払った手数料を借金で賄った金額及び人数



提携日本語学校での直接採用面接



卒業し面接待ちの7名



介護施設責任者と個別面接
通訳も入れて本人の気持ちをしっかり確認



通訳

現地提携の日本語学校（送り出し機関兼務）

施設は、整っているが生徒の借金問題が隠されている

ジャカルタ郊外ブカシ市とジョグジャカルタに学校がある
ジャカルタ校に80名、3か月1クールの授業、特定技能資格取得まで6か月面倒を見る
1日6時間、週5日勉強、土曜日は午前中試験、介護希望者は全体の2割程度



全校生徒80名

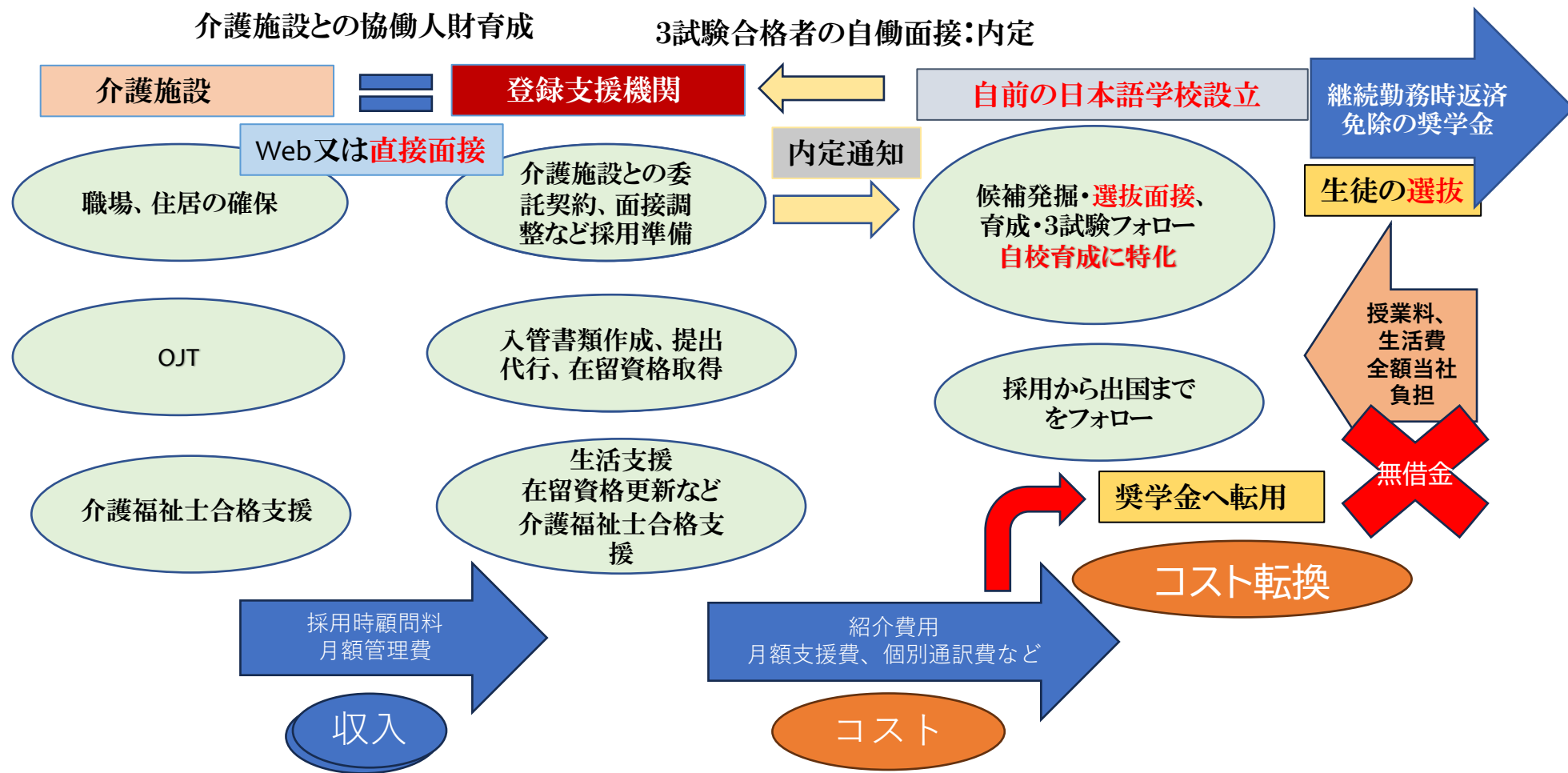


全寮制



授業風景

新たな、介護施設、弊社自前の日本語学校の採用までの役割りと費用の発生



自前の現地日本語学校を活用するメリット

目的：～弊社の先行投資によって、中間組織への費用負担を無くして直接生徒に投資する～

◆介護施設(所属機関)

- 転職者が減ることで、研修、育成の投資効果が高まる
- 従来と同じ費用負担で優秀な人財が採用できる
- 優秀な人財が採用でき、介護福祉士取得率も高まることで中長期のコスト削減につながる

◆メディナケア(登録支援機関)

- 定着率が高まり介護施設からの信頼が高まる
- 中間組織(現地日本語学校・送り出し機関)との折衝、軋轢が無くなる
- 初期投資の負担は増えるが長期的にはプラスになると考えた

◆生徒

- 母国内での金銭負担(親、借金)は無くなるので優秀なら特定技能に挑戦できる
- 就職後も借金返済が無く、日本での生活も最初から安定し親への仕送りも早期からできる

インドネシア



国土； 世界14位(日本の5倍)
人口； 世界4位 (2億7千万人、年齢中央値29歳:日本48歳)
島； 世界5位(13, 466)
経済； 1人当り国民総所得 \$4,050 (上位中所得国) 日本\$40,000
ジャカルタの平均賃金 4万円(エリート上位層12万円)

2023年6月自社日本語学校1期生の面接

3試験合格者をジャカルタで面接



個別面接
ZOOMで日本から通訳支援



第1期生7名全員採用 マナドは全員キリスト教
2023年度

2024年7月現地自社日本語学校訪問

2期生7名、3期生11名



「私たちの日本語学校」という名前

3期生への勉強激励



2期生(3試験合格済)
の個別採用面接



弊社社員兼後継者、N1、介護福祉士
技人国へ変更予定

お世話役のお父さんお母さん



1週間分の米



提携学校生徒とも面接

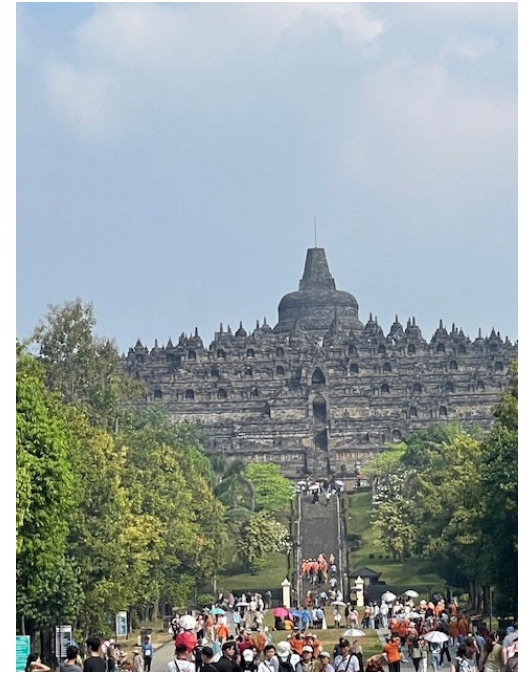
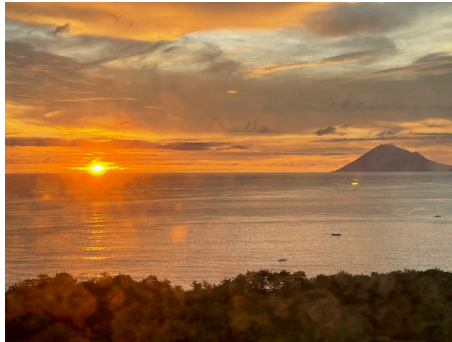




スラウェシ島首都マナドから
山岳ラリー5時間のモダヤク市



ジョグジャカルタ
ボルブドール仏教遺跡



プランバナン遺跡 ヒンズー教



採用戦略

- * 定着率の高い、若い女性を採用の中心とする
- * 介福士資格の取得に強い意欲のある人財(看護アカデミー出身者)を採用する
- * 本人の人柄、考えを深く理解するために母国語通訳も入れた面接を行う
- * 介護施設幹部による現地直接面接での採用を重視する
- * 定期採用(年2回程度、複数人)により現場で計画的に育成を行えるようにする
- * 自前日本語学校の生徒を早期から個々の介護施設に相応しい人財に育成する
- * 施設の紹介ビデオにより、現地日本語学校の優秀な人財へアピールする

退職者の分析(1)

新規採用特定技能（インドネシア）の入社から2023年5月末迄の退職者の内訳分析

	入社数	退職者数	退職率	年率換算
インドネシア本国	32	10	31.3	12.5
在日インドネシア	18	6	33.3	13.3
全体	50	16	32.0	12.8
男性	27	12	44.4	17.8
女性	23	4	17.4	7.0
元技能実習生	34	14	41.2	16.5
元EPA	6	2	33.3	13.3
未経験	10	0	0.0	0.0

退職理由	人数	年齢、(就業月数) 平均14か月					
怪我	4	ステンリー 39 (6)	アナ 27 (8)	レノ 36 (8)	チチ 28 (14)		
給与	6	フダ 28 (18)	アリフ 25 (27)	コイリ 23 (6)	ジョニ 35 (12)	カフィダ 33 (10)	ラーマン 24 (15)
待遇（正職員）	1	ニサ 31 (12)					
職場トラブル	2	トリ 36 (24)	ンディキン 30 (12)				
結婚転居	1	リスダ 28 (14)					
帰国	2	サウディン 29 (24)	フィニ 27 (12)				

16

転職先内訳	
他の介護施設	9
他業種	3
帰国	4

16

平均就労月数 14か月
平均年齢 30歳

転・退職者の分析

- * 男性に有意に転・退職者が多い
- * 給与理由の転職者は若く働き盛りの男性が多い
- * 女性の転職者は、元EPA,元技能実習など日本経験がある人
- * 怪我が理由の退職者の年齢は、35歳以上と高い
- * 入職者の多い施設で退職率が高い、施設特性、育成の負担が大きい可能性も
- * インドネシア人の特性に合わせた育成、指導の必要性がある
- * 若い女性、日本未経験の人に退職者はいない

インドネシア人の特性・・・親にも叱られたことが無い、強い口調に怯える、男性は女性から叱責されると傷つく

退職者一覧表と分析(2025年2月末現在)

施設名								合計
1	トリス(介福)	アリフ	スラット	ラーマン	バユ	イングリッド	ロスレナ	
2	シルビア	ダフィット(介福)	ムハ	レスビタ	ニサ	リタ	シンディ	
3	シャリル	トリ	リスダ	セルヴィ	ソバー	コイリ	デシ	
4	ロニ	イクバル	ステンリー	レノ	エヴィ	ヤニ		
5	メイラン	サウディン	アゲン	アズ	ブトリ	マイ		
6	ロス	ヘニ	カフィダ(介)	レニ	グナワン			
7	エルフィラ	ティティ	ブライアン	アディ	リディア			
8	デニ	アビ	フィナ	チャトゥー				
9	サンドウニ	ソディキン	マヤ	ドウランジ				
10	ティリット	ジョニ		ヨシニ				
11	ヴァニア	リンディ		アルピナ				
12	セフィア	デシ		デヴィ				
13	ウシュワツ	フィニ		イメルダ				
14	イヤン	ティニ						
15	アニサ	アナ						
16	フィニ	フダ						
17	ヌルル	ミカエル						
18	ファヴィオラ	ルディ						
19	アナ	アユ						
20		ジュウイタ						
21		エステル						
22		アンジェリナ						
23		ウエンダ						
24		リファ						
25		ピンカン						
26		ニンダ						
27		ホリー						
28		ヴィツキー						
29		ティア						
30		ウリン						
31		ノフィタ						
32		ミルナ						
33		ステンリ						
34		スインリ						
35		ナニ						
36		ジェス						
37		フィフィ						
38		エバ						
39		ウィディア						
40		アギ						
41		デフィ						
42		アスティ						
43		インジル						
44		リントン						
45		レオン						
46								
合計	19	45	9	13	7	5	3	101
退職者数	3	16	4	6	2	1	0	32
率	16%	36%	44%	46%	29%	20%	0%	32%

	採用数	退職者	男採用	(退職)	女採用	(退職)
インドネシア本国	71	21	19	11	52	10
インドネシア在日本	24	12	16	6	8	6
スリランカ	4	1			4	1
カンボジア	2		1		1	
	101	34	36	17	65	17
				男性退職率		女性退職率
全体	退職率	33.7%		47.2%		26.2%
	単純年換算	10.3%		12.8%		5.3%

年間在職者、退職者	人数	年間退職率	厚労省公表からの推計値		
			日本人介護	全特定技能	介護特定技能
2022年1月在職者数	18		15%	26%	22%
同年間退職者	4				
	退職率	22%			
2023年1月在職者数	47				
同年間退職者	17				
	退職率	36%			
2024年1月在職者数	53				
同年間退職者	11				
	退職率	17%			
介護福祉士2名昇格					
2024年1月在職者数	69				
同年間退職者	3				
	退職率	4%			

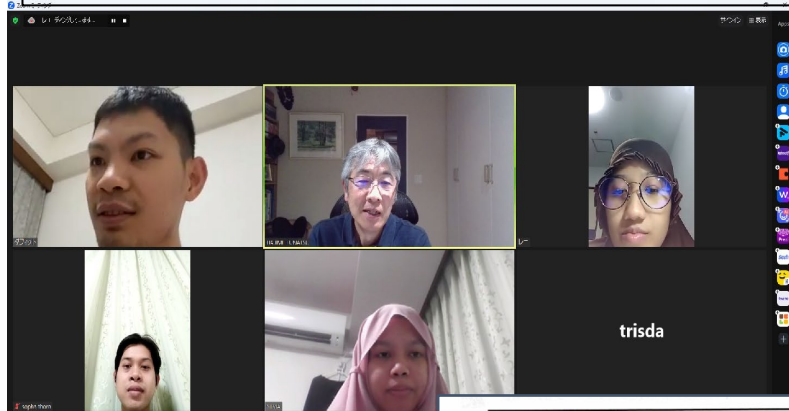
育成戦略

- * フォーリンスタッフの中堅、リーダーシップのある人への役割付与
- * 人数の多い事業所に経験を積んだフォーリンをメンターとして異動
- * 介護福祉士受験希望者へは計画的な研修派遣、受験支援を行う
- * 計画的に介福士資格取得、正職員化を進める
- * インドネシア人の特性に合った指導、育成

今後の計画

- 一般社団法人の設立で「育成就労介護」から「特定技能介護」への8年間支援を計画
- モダヤク日本語学校の現地資格取得
- 国内教育機関の充実

介護福祉士受験対策ZOOM勉強会(毎週木曜日)



(漢字 1)

今日のまとめ

■バイオスティックの7原則 (対人 援助 技術の 原則)

援助者は、利用者の (皆 さんが 高齢者を 援助 するときの 姿勢、方法)

- ①個別化 ・ ・ 一人ひとりの問題として考えて援助する
- ②意図的な感情 表出 ・ ・ 話しやすくなるように働きかける
- ③統制された 情緒的 関与 ・ ・ 自分の気持ちをコントロール、冷静に
- ④受容 ・ ・ ありのままを受け入れる
- ⑤非審判的 態度 ・ ・ 利用者に対し 善悪の判断や批判はしない

意思、気持ちで決められるように助ける
を 他 で 話さない

30-4 漢字の意味 (p8-9) 6/23

系、結びつき = 人間関係
可能な人へのリハビリ中心
人 ホーム 介護中心
ブのイベント
る、活動に加わる
「浮かない」=いやな
ること



頻出度 ★☆☆☆ 対人関係とコミュニケーション

30-4

Cさん(87歳、女性)は、介護老人保健施設に入所している。最近、Cさんがレクリエーション活動を休むことが多くなったので、担当のD介護福祉士はCさんに話を聞いた。Cさんは、「参加したい気持ちはあるので、次回は参加します」と言いながらも、浮かない表情をしていた。D介護福祉士は、「自分の気持ちを我慢しなくてもいいですよ」とCさんに言った。

この時のD介護福祉士の言葉かけに該当するバイステック(Biestek.F.)の7原則の内容として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 秘密保持
- 2 自己決定
- 3 非審判的態度
- 4 意図的な感情表出
- 5 個別化

解説の要点

バイステックの7原則は頻出であるためしっかり押さえておきたい。D介護福祉士の「自分の気持ちを我慢しなくてもいいですよ」という言葉に注目し、最も適切なものを選択する。

4 ○ D介護福祉士の言葉かけは、浮かない表情をしている理由を我慢せず言うてもらうきっかけを作るためのものであり、意図的な感情表出に該当する。 正解 4

(漢字 2)

原則 principle, fundamental rule 基本のルール、きまり
秘密 secrecy, secret ひとにしられないようにすること
保持 holding, retain もちつづけること
自己決定 self-determination 自分の判断(気持ち)で決める、
非審判的 (un) judgement ものごとの良い悪いを(決めない)
態度 attitude 考え、気持ちが顔や行動に現れたもの
意図的な intentionally, willful 目的を持ってわざとする
感情 emotion 気持ち、好きや嫌い
表出 revelation, express 気持ちを出す、気持ちを顔や態度に出す
個別化 individualization 全体から切り離して一つ一つ
個性 character 人や物がもつそのものの性質

介護福祉士試験へ向けての勉強会、実務者研修派遣計画

介護福祉士受験希望者及び勉強会参加者名簿									実務者研修のみ派遣の案	
番号	名前	受験可能年	初任者研修	実務者研修	初任者研修 予定年	実務者研修 予定年	日本語能力	施設名	3か月 コース	6か月 コース
1	トリスダ	2024	○			2023.8月～	N3		2023.9月～11月	
2	ダフィット	2024	○			2023.8月～	N2		2023.9月～11月	
3	スラット	2024			2023前半	23後半か24年	N3			2023.7月～12月
4	シルビア	2024			2023前半	23後半か24年	N3			2023.7月～12月
5	イクバル	2024	○			2023.8月～	N3		2023.9月～11月	
6	チャトゥー	2024	○			2023.8月～			2023.9月～11月	
7	ドゥランジ	2024			2023前半	23後半か24年				2023.7月～12月
8	ヨシニ	2024	済	自費で修了			N3			
9	デシ	2024	EPA	EPA						
10	デニー	2025			2023後半	2024	N2			2023.12月以降
11	レニ	2025			2023後半	2024	N3			2023.12月以降
12	レスピタ	2025			2023後半	2024				2023.12月以降
13	セルフィ	2025			2023後半	2024				2023.12月以降
14	ムハ	2025			2023後半	2024	N3			2023.12月以降
15	ルディ	2026			2024	2025	N2			
16	リファ	2026			2024	2025				
17	ミカエル	2026			2024	2025				
18	ソパー	2026			2024	2025				
19	ティリット	2026			2024	2025				

2024年は、2名合格、来年は9名受験可能なので全員合格を目指す

メディナケア(株)の支援契約の特長

入国時契約金、月額管理費に全て含まれ追加経費は無し

- * 自社日本語学校の奨学金制度により5年間の就労継続を約束
- * 候補者は看護アカデミー出身者、介護への理解、将来の資格取得への意欲が高い
- * 母国語スタッフによるきめ細かい相談支援
- * 民間医療保険の契約で安心して医療機関へアクセス可能
- * 候補者紹介、面接、入管手続き、現地VISA取得までを自社一貫支援
- * 毎年の在留期間更新手続き代行、入管への介護施設報告書作成の支援
- * 介護福祉士受験対策への支援(毎週のZOOM講義)、合格実績

コロナ直前の第一陣
2020年12月



入国後
オリエンテーション

インドネシア

14日間隔離中のデリバリー
当社スタッフ



忘年会
2021年12月



入国時の空港送迎



犠牲祭などインドネシア文化毎の食事会



施設の感謝祭に民族舞踏招聘



サイクリング、バトミントンが盛ん

多摩川サイクリングロードで羽田まで行くホームシック対策
中野区の大会で優勝



去年のラマダン明け会食はお花見に



今年は雨で室内で開催

今年の介護福祉士試験の日



介護福祉士勉強会 企画ミーティング



新たな課題

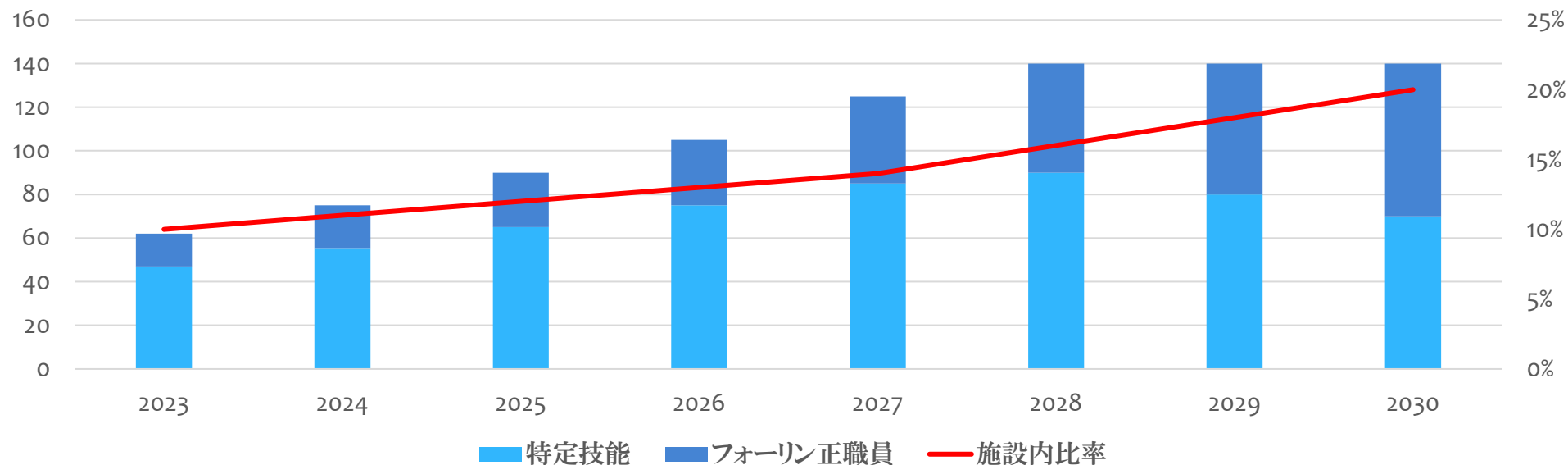
- ・ 介護福祉士合格者への他業種から技人国でのヘッドハントの増加
- ・ 介護での待遇改善、医療・介護報酬のバランス改善が急務
- ・ 在留資格と介福士合格の見直しが必要

5年目の帰国者、試験合格での永住可能者、それぞれのキャリアへの支援

顧問先施設の2030年に向けた採用計画

特定技能、フォーリン正職員、日本人スタッフとの共存共栄

特定技能の採用、正職員転換と施設内比率の推移



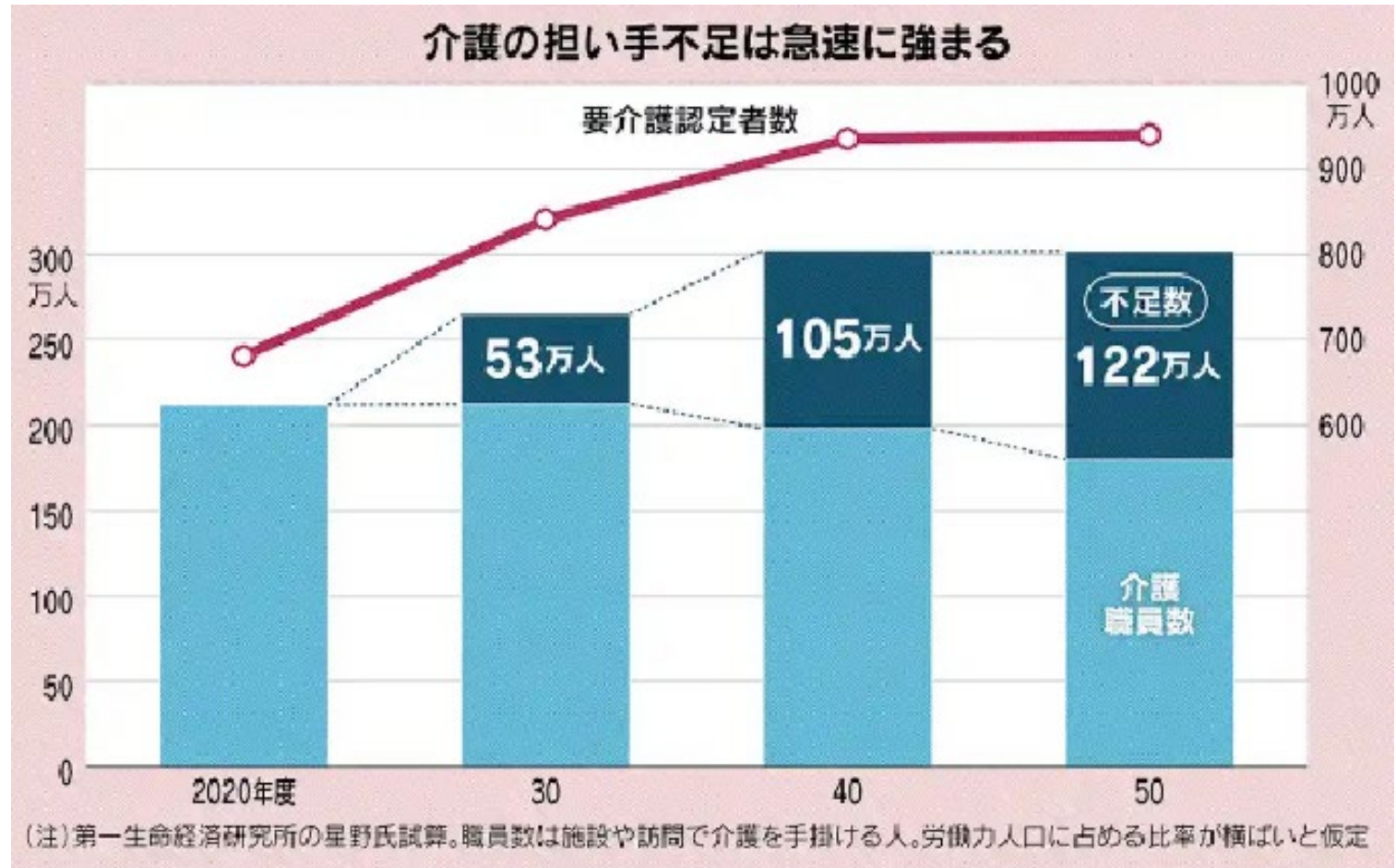
本日のまとめ

- * 2030年までに介護施設内の外国人人財の採用、定着の仕組構築は必須となる
- * 社労士として外国人労働者のキャリア形成と施設の成長の両方を考えることが重要
- * 社労士が登録支援機関として活躍することは施設の経営、労務管理面でメリットが大きい
- * 職場に定着する人物像を明確にしたターゲット採用が重要
- * 外国人正職員を増やし中間コストを削減する施設の好循環モデルを実現することが重要
- * 日本人スタッフの外国人労働者受け入れの感度を上げることが重要

顧問先の介護施設で、
「特定技能外国人労働者をお考えなら、採用から管理業務の受託も出来ます」
インドネシアのとても良い日本語学校から即戦力の特定技能介護人材を紹介できます。
と勧めてみませんか。

顧問先介護施設へのセールストーク用のスライド

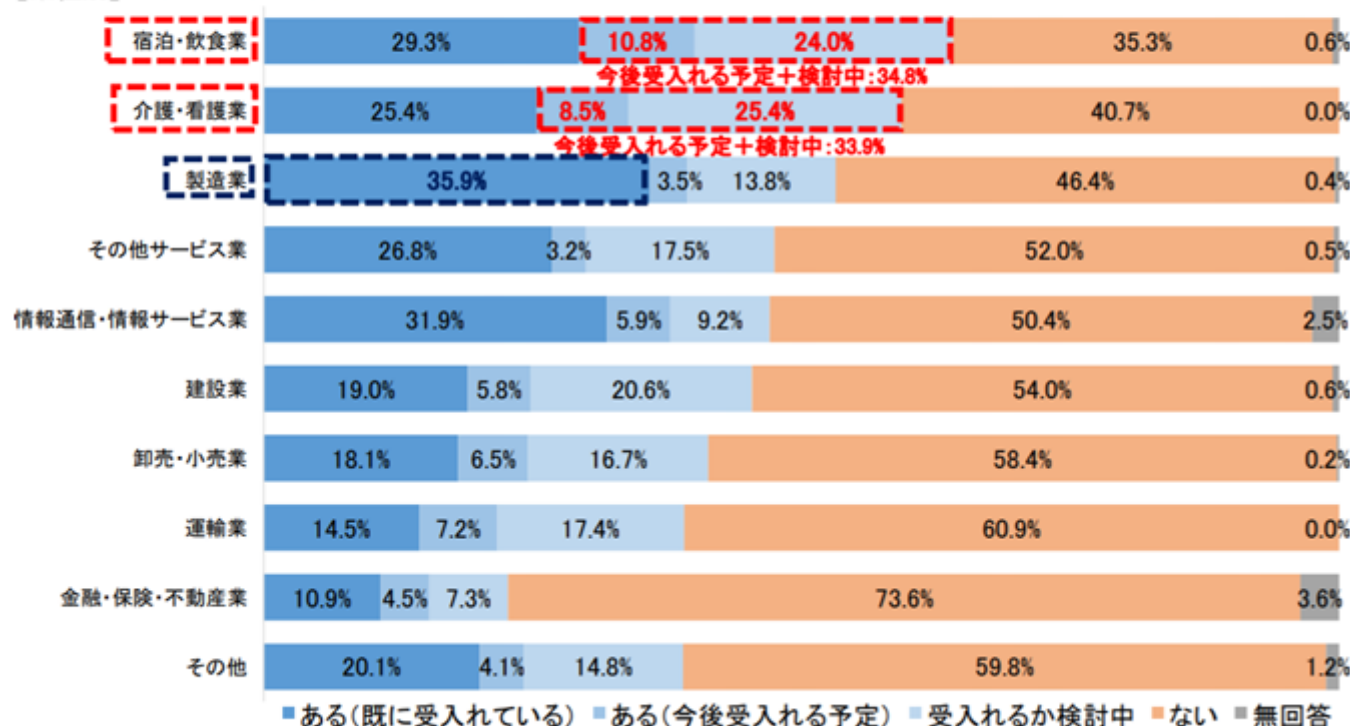
2030年には53万人の介護人材が不足 施設の稼働率維持のためには20%の人が足りない



外国人材の受入れニーズ③（業種別集計）

- 業種別でみると、「既に受入れている」と回答した企業の割合が最も高いのは「製造業」（35.9%）。
- 「今後受入れる予定」「検討中」とする企業の割合は、「宿泊・飲食業」（34.8%）、「介護・看護業」（33.9%）で3割を超え、受入れニーズが高い。

【業種別】 n= 3,092 ※業種「無回答」除く



出所: 多様な人材の活躍に関する調査(日本商工会議所(2021年9月30日公表))

令和6年度外国人介護従事者受入に係る

受入れ調整機関活用経費補助金

概要

特定技能外国人又は留学生を雇用するために、登録支援機関や職業紹介事業者等の外国人介護従事者の受入れ調整に関係する機関等（以下「受入れ調整機関」という。）を活用する場合に、受入れ調整機関に支払う人材紹介料の一部を補助します。

対象者

特定技能外国人又は留学生

対象経費

受入れ調整機関に支払う委託料
（ただし、人材紹介に係る部分に限る）

補助基準額

対象者一人当たり**300,000円**

補助率

1/2

（ただし、外国人介護従事者活躍支援事業における海外向け情報提供サイトに求人情報を掲載した介護施設においては、**2/3**）※詳細は、以下HPにてご案内予定

申請例：受入れ調整機関に特定技能外国人1人の紹介料金として40万円支払った場合は、補助金交付額は、基準額30万円（10万円分は対象外）×補助率1/2＝15万円。

スケジュール

令和6年10月 11月 12月 令和7年1月 2月 3月 4月 5月

交付申請

交付決定

実績報告

交付

※スケジュールは今後変更になる可能性があります。

詳細・問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部
介護人材養成室 外国人介護人材担当
TEL: 03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30
HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>
※事業の詳細(補助要件等)や申請書様式は、上記HPに掲載する予定です。



【重要】令和4年度より支援を拡充しました

○新たな災害時対応要件を設定

令和3年度	
災害時対応要件	福祉避難所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸
助成率	7 / 8

福祉避難所要件を満たすことが難しかった

**在宅系サービスの
事業所にも支援を拡充**

令和4年度見直し後			
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等)	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸		
助成率	7 / 8		1 / 2

お問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当（介護）
TEL: 03-3344-8548
FAX: 03-3344-7281

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ

<令和6年度>

東京都介護職員 宿舍借り上げ支援事業

介護職員宿舍の借り上げに必要な経費を助成します

～令和6年度より、1人当たり最大10年まで利用できるようになりました～



公益財団法人東京都福祉保健財団

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまで、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- 国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

【令和6年度予算額】

28,487,561千円 補助率10/10

【事業イメージ】

介護職員の平均給与額
（モデルケース）

1年間で30万円超のアップ



1年目職員

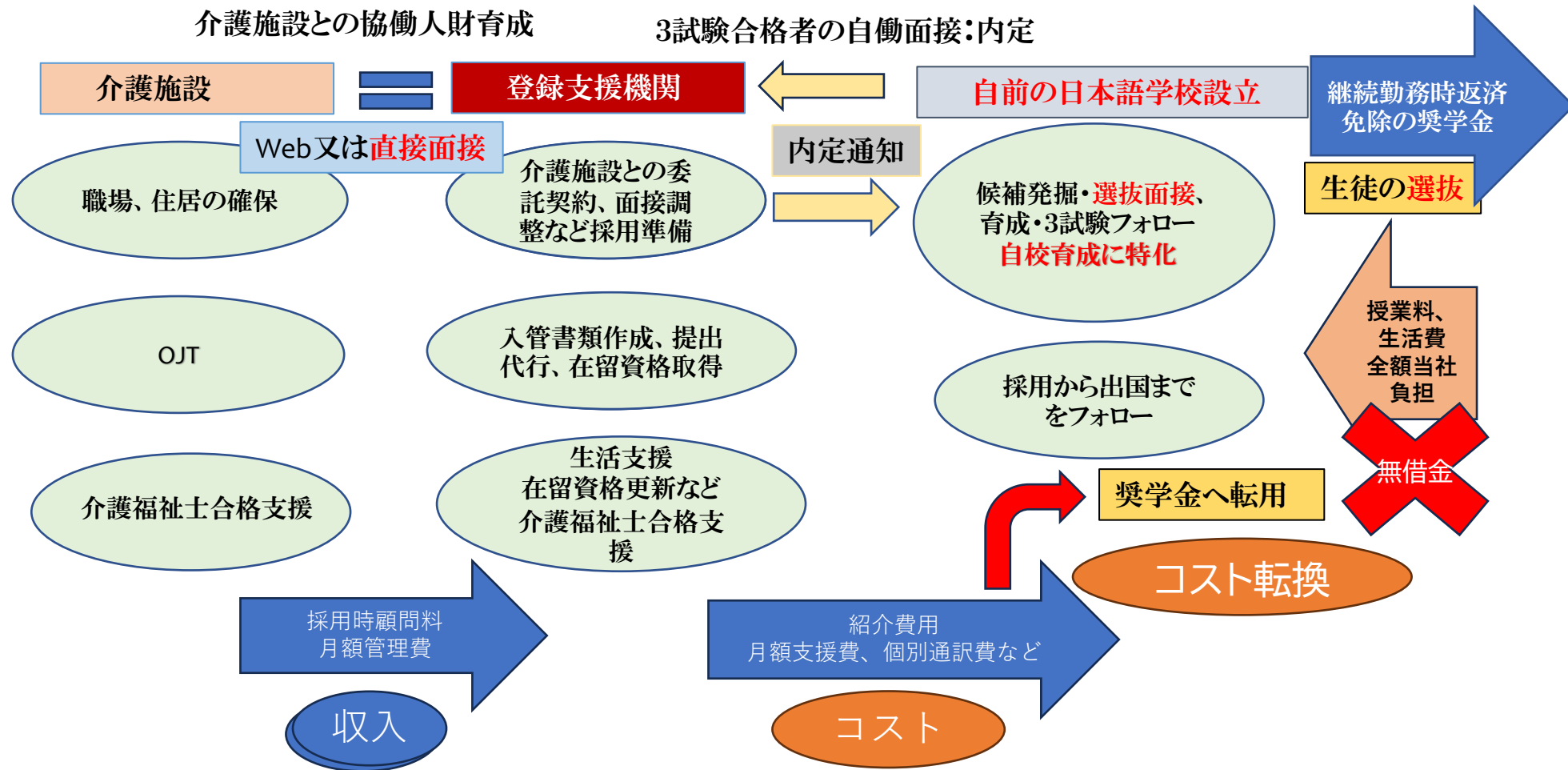
都の加算
都の特別手当
国の介護報酬
ベースとなる給与

計 32万1千円



6年目職員

新たな、介護施設、弊社自前の日本語学校の採用までの役割りと費用の発生



訪問介護分野での特定技能解禁

2024年6月19日の審議会で、厚生労働省はこれまで訪問介護への従事が認められていなかった特定技能生を含む特定技能外国人材に対し、一定の条件を満たせば訪問介護サービスへの従事を認める方針が示されました。

審議会で示された方針

項目	内容
対象となる在留資格	・ 特定技能1号 ・ 技能実習生 ・ EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者
解禁される時期	・ 早ければ2025年春にも実施される予定
主な条件	・ 介護職員初任者研修の修了 ・ 利用者と日本語で十分に意思疎通ができること ・ 事業者による適切な研修の実施

※参照元：外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 中間まとめ（厚生労働省）

インドネシア



国土； 世界14位(日本の5倍)
人口； 世界4位 (2億7千万人、年齢中央値29歳:日本48歳)
島； 世界5位(13, 466)
経済； 1人当り国民総所得 \$4,050 (上位中所得国) 日本\$40,000
ジャカルタの平均賃金 4万円(エリート上位層12万円)

2024年7月現地自社日本語学校訪問

2期生7名、3期生11名



「私たちの日本語学校」という名前

3期生への勉強激励



2期生(3試験合格済)
の個別採用面接



弊社社員兼後継者、N1、介護福祉士
技人国へ変更予定

お世話役のお父さんお母さん



1週間分の米



提携学校生徒とも面接



退職者一覧表と分析(2025年2月末現在)

施設名								合計
1	トリス(介福)	アリフ	スラット	ラーマン	バユ	イングリッド	ロスレナ	
2	シルビア	ダフィット(介福)	ムハ	レスビタ	ニサ	リタ	シンディ	
3	シャリル	トリ	リスダ	セルヴィ	ソバー	コイリ	デシ	
4	ロニ	イクバル	ステンリー	レノ	エヴィ	ヤニ		
5	メイラン	サウディン	アゲン	アズ	ブトリ	マイ		
6	ロス	ヘニ	カフィダ(介)	レニ	グナワン			
7	エルフィラ	ティティ	ブライアン	アディ	リディア			
8	デニ	アビ	フィナ	チャトゥー				
9	サンドウニ	ソディキン	マヤ	ドウランジ				
10	ティリット	ジョニ		ヨシニ				
11	ヴァニア	リンディ		アルピナ				
12	セフィア	デシ		デヴィ				
13	ウシュワツ	フィニ		イメルダ				
14	イヤン	ティニ						
15	アニサ	アナ						
16	フィニ	フダ						
17	ヌルル	ミカエル						
18	ファヴィオラ	ルディ						
19	アナ	アユ						
20		ジュウイタ						
21		エステル						
22		アンジェリナ						
23		ウエンダ						
24		リファ						
25		ピンカン						
26		ニンダ						
27		ホリー						
28		ヴィツキー						
29		ティア						
30		ウリン						
31		ノフィタ						
32		ミルナ						
33		ステンリ						
34		スインリ						
35		ナニ						
36		ジェス						
37		フィフィ						
38		エバ						
39		ウィディア						
40		アギ						
41		デフィ						
42		アスティ						
43		インジル						
44		リントン						
45		レオン						
46								
合計	19	45	9	13	7	5	3	101
退職者数	3	16	4	6	2	1	0	32
率	16%	36%	44%	46%	29%	20%	0%	32%

	採用数	退職者	男採用	(退職)	女採用	(退職)
インドネシア本国	71	21	19	11	52	10
インドネシア在日本	24	12	16	6	8	6
スリランカ	4	1			4	1
カンボジア	2		1		1	
	101	34	36	17	65	17

			男性退職率		女性退職率
全体	退職率	33.7%		47.2%	26.2%
	単純年換算	10.3%		12.8%	5.3%

年間在職者、退職者	人数	年間退職率	厚労省公表からの推計値		
			日本人介護	全特定技能	介護特定技能
2022年1月在職者数	18		15%	26%	22%
同年間退職者	4				
	退職率	22%			
2023年1月在職者数	47				
同年間退職者	17				
	退職率	36%			
2024年1月在職者数	53				
同年間退職者	11				
	退職率	17%			

介護福祉士2名昇格

2024年1月在職者数	69	
同年間退職者	3	
	退職率	4%

採用戦略

- * 定着率の高い、若い女性を採用の中心とする
- * 介福祉資格の取得に強い意欲のある人財（看護アカデミー出身者）を採用する
- * 本人の人柄、考えを深く理解するために母国語通訳も入れた面接を行う
- * 介護施設幹部による現地直接面接での採用を重視する
- * 定期採用（年2回程度、複数人）により現場で計画的に育成を行えるようにする
- * 自前日本語学校の生徒を早期から個々の介護施設に相応しい人財に育成する
- * 施設の紹介ビデオにより、現地日本語学校の優秀な人財へアピールする

ご提案

- * 特定技能介護人財の採用
- * 確かな人財供給先の提供
- * 私が社労士、登録支援機関として直接
貴施設と特定技能を支援します